矯正図書館

監獄雜誌

第九卷第九號

目録

○論說……（一頁）
○敢て看守諸君に檄す……小河滋次郎
○監獄官練習所に就て冀望を述ぶ……山上義雄
○教誨に就て……木戸麟
○未成年犯罪者及其救治策……山本德尙
○條約實施準備……（一七頁）
○外國人の在監者所遇に就ての卑見……中村襄
○外國人と履物及作業に就て……岡山藤井紘
○教誨……（二三頁）
○教誨は二十分を以て原則とす……留岡幸助
○司獄官吏の宗教心……間野關門
○特別寄書……（二七頁）
○司獄官吏の雅量ちふ論文を讀み彌が所見を述ふ……笠原謙
○典獄の職責に就て……浪華生稿
○海外通信……（三四頁）
○「エルマイラ」感化監獄につき
○雜錄……（三五頁）
○小河岳洋君慈善問題の序文○摸範監獄の著書に就て○摸範監獄目錄○留岡氏自序
○雜報……（三八頁）
○內務農商務兩大臣の監獄視察○小倉監獄局長の出張及歸京○小河監獄事務官の出張○大交迭後の典獄移動○監獄局計表課長の後任○在監人の書信授受手續に就て○假出獄及賞表授與に就て○監獄巡視官の資格に就て○監獄教誨師の待遇に就て○典獄會議の日割○警視廳監獄巢鴨市谷兩署の巡視○監獄教誨に就て○非國庫支辨論に就て
○寄書……（四八頁）
○典獄會議……（五三頁）
○板垣內務大臣閣下並小倉監獄局長演舌大意○典獄會議問事項○監獄費國庫支辨案閣議通過
○外國語學……（六三頁）

警察監獄學會發兌

矯正図書館

○豫約出版廣告

題字　伯爵　勝安房君　序文　松村介石君
題書　中村不折君　序文　小河滋次郎君
序文　米國々立慈善大會幹事　エッチ、エッチパート君　自序

留岡幸助君著

慈善問題

○四六版凡そ二百頁○洋裝美本○豫約申込期限本年九月三十日限○代金は着本と同時に郵便爲換を以送金の事但官廳より申込の外は前金を要する事○送金は發行所又は取次所の内最初申込の個所へ御送付の事○爲換の取組は發行所なるときは東京本局取次所なるときは四谷支局の事○十部以上廿部迄一割引廿部以上五十部迄二割引五十部以上三割引の事

◎目次　第一章慈善家の本領◎第二章慈善家の資格◎第三章慈善家の見識◎第四章慈善家の種類◎第五章慈善の本源◎第六章慈善の方法（上）◎第七章慈善の方法（下）◎第八章婦人と慈善事業◎第九章政府と慈善事業◎第十章貴族と慈善事業◎第十一章救兒事業に對する國家的義務◎第十二章感化院設立の急務◎第十三章監獄改良◎第十四章犯罪人◎第十五章出獄人保護事業

發行所　東京京橋區采女町廿四番地　警醒社
實價　金二十五錢
郵税金　四錢
取次所　東京四谷區愛住町　警察監獄學會

◎監獄官教科書出版廣告

中村襄君
三浦貢君
上田定次郎君
合著　警察監獄學會出版

監獄學。實務要領　刑法。刑事訴訟法　裁判所構成法　憲法。行政法　會計法規。統計學大意

監獄官教科書

菊判六百頁內外
用紙和製上等
總クロース金字入美裝

定價一部金一圓豫約申込者に限り實價金七十五錢但無遞送料

豫約申込期限は本年六月卅日限り。代金は郵便爲換を以て東京四谷區愛住町二番地警察監獄學會磯村兌貞宛を以て着本直に御送金相成たし但一府縣百部以上取纏め御申込の向へは三ヶ月。二百部以上は五ヶ月賦拂の御請求に應ずべし。送金は四谷郵便支局に限る。製本出來七月末日申込順を以て送本致候（一個人の申込は前金を要す）

矯正図書館

社會の全運隆盛に赴くに從ひ學者の專門的に學理を專攻する者增加するも獨り我國監獄に關する學理の如きは從來世人之を藐視し之を研究するもの絶て無かりしと雖ども今や改正條約實施の期漸く迫り社會の趨勢は之が必要を促し監獄學は專門的一の科學として帝國大學の講座に加へられ學者亦漸く之を專攻するに至り政府は大に斯道改良に鋭意し後進有爲の士を待つに昨年六月勅令第二百十五號を以警部書記看守長任用の道を開き內務省訓令第十四號を以巡査看守考試規程を發布せられ尙人材養成に汲々とし警察監獄官練習所開設の計畫あり此際我監獄官吏たる者斯學を專攻せんとするも良書に乏しく於茲乎監獄官教科書の著述片時も忽緒に付すべからず本會茲に感あり當局者の實驗に富み斯學に精通の數氏に請ふに監獄教科用書の著述を以てせしに幸ひ希望を納れられ不日上梓せんとす又其の科目中其制度の改正調査中に係るものは草案に因り學理的著者の意見を加へられたり然れども本書或は金玉の徽瑕あらんことを慮り斯道の大家專攻學士數氏の是正卓見を加へられんことを懇請せしに快く承諾せられ充分なる助力を與へらるゝ事となりしを以て本書眞價如何は今殊更之を喋々せず冀くは監獄官諸士本會の徽衷を納れ斯學研鎖の參考に供せらるゝを得ば至幸之に過ぎず矣

東京市四谷區愛住町二番地

警察監獄學會

矯正図書館

獄學會印行

警視總監西山志澄君肖像

矯正図書館

愛知縣典獄千頭正潛君

宮城縣典獄山崎德義君

群馬縣典獄杉野喜祐君

警視廳巢鴨監獄署典獄有馬四郎助君

監獄雑誌　第9巻　第9号　　矯正図書館

監獄雑誌第九卷第九號

（明治三十一年九月二十日發行）

論説

○敢て看守諸君に檄す

（巣鴨監獄署看守研究會場に於て）　小河滋次郎

語に曰く君子は言に訥にして行に敏ならんことを欲すと君子は則ち深く言多くして躬行の之れに逮ばざらんことを耻とす予輩諸君と共に此の眞率謹肅なる監獄事業に從事する者に在ては殊に最も寡言篤行の規箴を格守する所なくんばあるべからず。言ふは易すくして行ふは則ち難し、難きを避けて易すきに就く是れ實に君子の最も耻づべき所なるに非らずや。多言なる者必らず其の志氣や輕浮なり。躬行必らず之れに逮ぶ能はざるに至るを免かれず。多言は則ち己れに害ありて人に益なきものと謂ふべし

予が留學の期滿ちて將さに獨逸を去らんとするや恩師クローチ翁に就て一言、坐右の銘となすに足るべき辭を求む翁の曰く子を送るに蒞んで他言なし唯だ監獄は躬行實踐の聖域たることを忘れず着々之れに由つて斯道の改良を努め定理定論をして一歩も此の聖域を犯さしむる勿れ名の顯はれさるを顧へりみずして實の擧らざるを憂へとせば則ち可なりと。語、簡にして意深し、監獄改良の秘訣は實に此の數語を以て盡せりと謂ふを得べし。翁の盛名は諸君も亦た能く之を知らん、啻だに其の名聲の獨逸に嘖々たるのみならず

監獄雜誌　第9巻 第9号　　矯正図書館

泰西諸國到る所にまた翁を知らざる者なく實に治獄社會に於ける當世、第一流の「チーメリチー」即ち勢力家を以て推服せらる、然かも翁の斯くの如き盛名實權ある所以のものは其の博識多才、言論述作の卓絶せるものあるが爲めに非らずして監獄に關する有益の著書を問へば必らず先づ指を翁の著述に係る監獄學に屈す本書は泰西諸國到る所に歡迎せられざるなし實に其の躬行實踐の師表たるを以てなり、始めは教誨師にして後ち典獄に轉じ今は内務に入つて普國監獄事務總括の局に當る、献身以來既に四十餘年、今や耳順以上の高齢なるにも拘はらず將た其の身分境遇の大に昔日と異るものあるにも拘はらず常住坐臥、其の注心する所、曾て獄事の外を出でず寒夜、風雪を衝いて監獄に臨み親しく看守の精勤を慰り懇ろに囚徒の疾苦を問ふ。規畫督勵する所、一として實務に劃切適格ならざるはなく實務家は則ち勞を厭はず喜んで其の命を服行し行へば則ち着々改良進歩の効を奏す普國監獄事業の赫々たる名の外に聞ゆるもの少なき割合に其の實駸々として日に益〻完實整備の域に進みつゝあるの偶然に非らざるを知るべきなり。試みに佛國及び伊國の事況を以て之を言はんか、監獄改良の曙光は始めて此の二國より發せられたりとも稱するを得ると共に古今斯道の大家を出すこと亦た少からず、言論の深遠高尚なるもの將た述作の斬新奇拔なるものを求めんとならば歐洲列國中二國を措て他にまた之を得ること能はざるべく監獄智識の均霑せること比較的また列國に超絶する所あり、苟くも監獄に其の職を奉ずる所の者、典獄と言はず看守と言はず、何人に論なく口を開けば則ち刑事人類學(クリミナール、アントロポロヂー)を喋々し若くは刑法の得失乃至分房制の利害を喃々す然かも其の治獄の實況に就て之を觀れば設計行はれず紀綱張らず、法制の善美なるものも其の徒法死文たるに終はらざるものは殆んど牢れなり、改良の遲々として成蹟の甚だ揚らざる、今や監獄事業としては列國最劣等の地位にあるを免かれずと謂ふも認言に非らず。伊佛二國は理論を重んじ普國は則ち躬行を貴ぶ、理論を重んずるの結果、此くの如く躬行を貴ぶの結果は彼

れの如し。獄制の完備を以て稱せらるゝ所、必らず理論家を輕んじて躬行家を歡迎するの傾向あるを見る英國然り和蘭然り、白耳義の如きは最も其の然るものあるを認む。西藤に之れあり、言は銀にして行は金なりと躬行と理論の價格は豈に翹に金銀の差異のみに止まらんや。躬行の大に尊重せざるべからざるものあると共に今や斯道の躬行家に渴するの情甚だ切に、之を要望するの急、益〻迫まるものあるを見る。予が既往の經歷と今日の境遇とは動もすれは則ち予をして理論に傾き多言に趨らしめ易すく況んや氣質の稍〻此に偏するものあるに於てをや然かも業己に恩師の規箴あり自ら又深く此に感ずる所あり豈に已れに戒めて以て大に努力する所なくして可ならんや、淺學寡聞の譏は予れ甘んじて之を受けん唯だ夫れ躬行實踐の逮ばさることを恐れて孜々として切に其志を貫むる所あらんことを期す。諸君亦た幸に予と其の感を同ふし共に與に躬行實踐の道を講せんことを計る予豈に歡んで其の列に加はらさるを得んや蓋し躬行の點に於ては則ち諸君は予輩の長者たるが故に諸君に接すること多ければ多きに從つて益々此點に感化薫陶せらるゝこと深く且つ切なるものあるを信ずるを以てなり。已れを之れ治めすして能く人を治むる者あらず、予既でに「已之弗治」所の者、豈に敢て人を教ふと謂はんや、予の此に諸君に見ゆる、寧ろ諸君に由て教へを受け面命耳提、心を已れを爲すの學に專らならしむるに補益せしめんと欲するにあり諸君また予に由て徒らに高尚浮華の言議を聽かんと欲する者に非らざるや明らかなり唯だ予は諸君に對し見聞の上に於て僅かに一日の長あるを以て斯道福音の傳令使とし泰西躬行家の實踐に得たる知識を諸君に傳へ躬行家たる諸君をして益〻其の躬行の實を擧ぐるに資する所あらしめんと欲するの微意に過ぎず庶幾くは以て監獄をして躬行實踐の聖域たらしめよとの思師の原旨に副ふことを得んか

●監獄は目の場所にして耳の場所に非らず

監獄雜誌　第9巻　第9号　　矯正図書館

是は監獄官吏たる者の總べてを通じて服膺せざるべからざる所の金言にして治獄の首腦たる典獄其の人は言ふに及ばず殊に教誨師若くは囚人に直接する多數の戒護官吏に至つては最も深く此語の眞義を會得する所なくんばあるべからず、口舌の巧みなるは能く耳を悅ばしむるに足るも右より入るものは輙ち左竅に漏る、德行の高きは能く聽ふるなきも、忽ち目に映し目に映じたるものは即ち心を穿つ。口舌なるもの、監獄に於ては殆んど半錢の價直なしと謂ふも可なり。諸君試みに博識多才、口を開けば則ち高談雄辯四筵を驚かす的の概あるも實務に迂濶にして精勤ならず、誠意に欠くる所ありて素行、亦た修まらざる所の人物ありて諸君の長官たることなりと假定せよ諸君は果して歎んで此の人物を長官として奉戴し其の指揮命令する所、進んで能く之を服行するを肯んずべきか這般の人物にして果して能く此の責任の重大なる職務を托して其の職責を全ふし得べしと信ずるか諸君は此の問ひに向つて必らず否と答ふるに躊躇せざるべし。將た又此に雄詞達辯、見聞に博く機智に富み一場の說教、忽ち痼疾頑冥の囚徒をしてすらも感奮興起せしむるほどの枝倆あるも然かも心に愛憐同情の觀念なく熱心、以て斯道に献身するの至誠なく且つ身に敬仰虔信を受くべき德行に欠くる所の教誨師ありと假定せよ諸君は果して斯くる人物の教誨師に托して囚人感化の目的を達し得べしと信ずるか諸君亦た直ちに之を否定すべし「アエーリング」氏（有名なる老練の教誨師にして今尙ほ獨逸「プライブルグ」の監獄に奉職し監獄に關する著書甚だ多く深く東西古今の監獄事情に通曉す頃日「日本帝國の監獄事業」と題する一篇を述作して之を公けにせり）曰く能辯は監獄教誨師に必要とする所の條件に非らずと即ち語を換へて之を言へば納辯なるも監獄教誨師たる資格に妨げなしと謂ふに等しく彼れに要求する所は辯說に非らずして德行にあり、智能に非ずして働らきにあり精神的熱誠なる働らきこそ實に監獄教誨師たる資格に欠くべからざる必要條件と謂ふべきなり。之を要するに能く人に師表たるべき名望あり德行ある者にして始めて典獄たり教誨師たるを得べきは蓋し諸君の首肯せらるゝ所なりと信ず諸君果して之を

首肯するか然らば予は尙ほ一歩を進めて之を諸君に告げん曰く予が上來陳述する所のものは獨り典獄教誨師等に就てのみ之を言ふに非らず諸君即ち直接戒護の職に任ずる所の者亦た當さに此くの如くならずんはあらざるなり、苟くも身を以て獄務に投ず、其の責任を全ふするが爲めには監獄學の智識を必要とするは勿論なりと雖とも諸君に要する所は多智に非らずして躬行にあり更らに嚴しく之を言へは其の德行にあり、監獄は目の場所にして耳の場所に非らず、失敗は即ち智辯に起る看守たる者須らく身を以て囚徒の師表たるを努め其の間斷なき躬行をして彼れの目に直感せしめ彼れをして自然に其の自覺反正力に依て薰陶感化せしむるに至るを期せずんばあるべからず此の消息を解する者にして始めて能く模範的完善の看守者たるを得べきなり

●監獄の改良は人に存して物に關せず

監獄を改良する所以の方法は固とより二三にして止まらざるべしと雖とも然かも先づ監獄當局の人物を精撰し且つ之を涵養するより適切且つ急要なるは非らざるべしと信ず獄則如何に善美なりと稱するも構造如何に完備せりと言ふと雖とも若し之を活用し之を管制する者にして其の人を得さるときは美法も終に死文に歸し大厦も徒らに敗屋と相撰ばざるに終らんのみ。泰西諸國が到る所、監獄改良に汲々たるの事實は夙に諸君の熟知せらるゝ所の如くにして今や其の獄制の周備と言ひ將た又其の構造の完實と言ひ幾んど想像の極點にまでも達せりと謂ふを得るの實況なり然かも識者は尙ほ以て改良の十分ならずして成蹟の豫期の如くならざるを深慨し其の原因を以て之を監獄當局人物の其の宜しきを得ざる者あるに歸し種々の方法を講して以て頻りに監獄官吏を精撰し養成し且つ之を永く其の地位に安んせしむる所以の道を求めて止まず。利器固とより撰ばざるべからず然かも利器は運用者を俟て始めて基の用を全ふす、運用者にして若

監獄雜誌　第9巻 第9号　　矯正図書館

し其の人を得るときは利器ならざるもの或は利器に勝さるの用をなすを得へし、泰西諸國が今や既に利器充實して唯だ運用者、其の人を得さるに苦み之れが養成に汲々しつゝあるの事は實に予が前述する所の如し然れども誤解する勿れ彼れに在つて其の運用者を得ざるに苦しむと謂ふ所以のものは決して絶對的運用者、其の人なしと謂ふにあらず唯だ器械の勝ぐれて鋭利なる割合に比較的、之を運用するに足るの人物に欠乏せりと謂ふに過ぎず。桃花美ならざるに非らず殊に其の萬緑叢中にあつて一點の紅を添ふるに至つては詩人をして忽ち吟情に堪へざるの想ひあらしむ然れども若し爛熳たる櫻花の間に之を交ふるに至つては終に眞の妍を彼れに讓らざるを得ず。泰西諸國に在つて所謂不能の人物と認むる所の者また何んぞ萬緑叢中一點の紅となるなきを必せんや。彼れに於てすら人物を要求するの切なること此くの如し、況んや獄制未だ完成せりと言ふを得ず構造の如きは最も不備なるを免かれざる我國今日の實況に於て監獄の改良を計らんと欲するに於てをや、美法は或は一夜にして能く之を速成するを得べし構造に至つては一朝一夕にして能く之を完實せしめ得べきに非らず、利益の備はるを俟て斯の改良事業に着手すへしとせんか何れの日か能く列國文明の競爭場裏に立つて我が國体を保ち我が國威を輝かし得べけんや、征清戰捷の餘光は我が國位をして健然幾千層の上に進め改正條約實施の期亦目睫の間に迫まり文明諸大國と相馳騁して毫も相軒輊する所あらず、監獄の良否を見て果して一國文明の實相を卜するを得べしとせは帝國々民たる者、内に顧りみて豈に深く恐慄する所なきを得んや況んや予輩直接斯業に從事する者に於てをや、如何んぞ利器の未だ備はらざるを以て改良を躊躇するの辭となすを得んや鄙諺に曰く名工は器を撰はずと運用者其の人を得るときは利器ならざるもの或は利器に勝さるの用をなす、精神一到、何事か成らざらん、此語、實に以て我が國粹の氣象を成す、予輩斯業に從事する所の者、宜しく監獄の改良は人に存して物に關せずとの心

を以て覺悟とし邁往奮進大に以て改良の實効を奏する所なくんはあるへからず學校を設くる亦た一策か然れども余輩何んぞ必らずしも他働の力を借らん予輩固と自立の心に富む自働の力に由て予輩の目的を達し學校に優さるの効果を收むること實に夫れ至難ならんや今此に講究會開設の擧あるを見る諸君は實に能く時勢の必要を觀し監獄改良の捷經を撰み得たるものと謂ふべきなり。自ら治むること能はずして何くんそ能く人を治むることを得へけんや予輩監獄官吏たる所の者、須らく自ら進んで獨立獨行、自治自重の好習慣を養成する所なくんばあるべからず、已れの人物は已れ躬ら之を開拓す、また何んや人物養成の難きを憂へん諸君にして果して能く此の自治自重の覺悟あるか、我が監獄改良の効を奏せんこと日を刻して俟つへきものあるを信ず、今や此の好希望を以て諸君と相見えて親しく相躬行實踐の道を講ずる所あらんとす、前途望み春の海の如しと謂ふべきなり

○監獄官練習所に就て冀望を述ぶ

山上義雄

監獄官練習所開設に要する經費豫算は前期第十二議會に提出せられたるも不幸議會の解散に依り議決に至らざりしは當局者の倶に遺憾とする處なり政府は明治廿三年我國監獄制度の不備を憂ひ之か改良を謀らんと欲し普國監獄理事(インスペクトル)クルト、フオン、ゼーハツハ氏を顧問に傭聘し第一期に於ては全國典獄を第二期に於ては書記看守長を召集し普國監獄制度に則り詳密なる訓練を爲し時日の短少なりしに拘らず大に効蹟の見るべきものありたり既に今日の如き比較的長足の進歩ある氏の力と云ふも敢て過言にあらざるべし故に漸

監獄雜誌　第9巻　第9号　　矯正図書館

次期を追ふて各監獄に於ける要職の者を練習せんとしたるも不幸にして顧問中道にして逝き多望の練習所も其目的の一小部を達したるのみにして終に閉鎖せざるべからざるの悲運に遭遇せり爾來年所を經るに從ひ氏の薫陶を受けたるもの或は轉じ或は去り今日猶依然として職を監獄に奉ずるもの寥々として指を屈するに過きす監獄の前途實に憂慮に堪へさりし然るに今や主務大臣として殊に熱心なる板垣伯のあるあり局長として小倉氏のあるあり之を補佐するに實驗學理共に富饒なる小河事務官あり若し今にして監獄改良の業成らずんば將又何れの時かあらん余輩斯道に從事するもの豈此の好機を逸走せしめて可ならんや

聞く政府は余輩の永く渴望したる監獄官練習所設置に要する經費豫算を第十三議會に向て要永せられんとすと而して練習設置を必要とする所以のものは監獄制度を改善せんか爲なるは勿論なりと雖も明治三十二年七月以降實施せらるべき改訂條約の如き少くとも其開設を速かならしめたる原動力なるべしと信ず

監獄改良の事業は文明國の義務なり標識なりとして歐米各國競て之か改良をなし駸々として進歩しつゝあるは事實なり而して改正條約實施の日に至らば從來の領事裁判を徹去し我法權の下に服從せしむるの結果歐米各國人を我監獄に拘禁するを以て其風俗と習慣とを參酌し所遇上周密の注意を加へ彼れの慣手段に依り口を監獄の不備に借り累を我政府に及ぼさんとするの餘地なからしめざるべからず我政府監獄官練習所教官として特に外國人を傭聘せんとするもの蓋し文化輸入の必要以外に於て外交的必要ある所以ならん況んや監獄事業に就ては經驗と學理とを併有せる小河氏ありて最近歐洲各文明國の監獄を歴訪し饒多の材料を齎らされ其他刑法、刑事訴訟法、憲法等專攻の博士林の如く簇出し敢て欠乏を告けさる今日に於てをや」

右の如く果して教官として外國人を傭聘するとせは余輩は切に獨逸人を雇聘せられんことを希望せさる可らず其故他なし獨逸は現時科學に於て世界の第一位を占むる而已ならず我國の制度法律は多く摸範を獨逸

に採りたるに於てをや又況んや曩に開設したる監獄官練習所に在ても獨逸人を教官とし現在の組織は獨逸法を參酌基礎としたるに於てをや是れ余輩か特に獨逸人を希望する所以なり尙ほ終に一の希望を述へ置かさるべからず今後に於て開設せらるへき練習所の教習期毎期六ヶ月の前例を襲はるゝものとせば經費上及人員差繰上各府縣一時に數名の練習生を出すこと能はず結局全國監獄に練習所卒業生を配置せんこと到底望むへきにあらず又一面練習所をして永久に存置するの余地なきは論を待たざる所なり故に余輩は此際建築、遇囚、檢束、作業、會計、統計等總ての點に於て摸範たるへき監獄を東京に設置し少壯有爲の人物を撰擇し練習生として此摸範監獄の吏員たらしめ全國監獄に卒業生の普及を圖られんことを敢て練習所設置に丁り希望を述ふること然り

○教誨に就て

木戸麟

目下の教誨は不完全なり無効と云ふも亦可なり此の無効の教誨を變じて有効となさんには目下の我れに於ても奇論妙說あるとなし但だ眼前に大盤石の如くに横つて我輩をして遺憾に堪へざらしむるものを除却するに在り若し幸に此の一大障害物を見事に除却するとを得ば是れぞ即ち吾邦監獄教誨の第一回改良と云ふべけれ先づ此の第一回改良ありて而後二回三回と回數の重なるに從つて改良も亦た重さなり數十年を經て完美の域に進むべし何分にも目下教誨の田地は開墾の犁鋤未だ入らず磽确荒蕪の儘と云ふ可きなり今茲に項を分つて之を說かん

監獄雜誌　第9巻　第9号　　矯正図書館

第一　教誨師員數の不足

現今教誨師の員數は少き處は九百人以上も居る監獄に教誨師は僅に二名而して其の教誨師は皆な其の地の住職にて家業の佛事は相當に之を爲し家業には影響なからしめ而して其の間に教誨を爲すものなれば教誨の周到ならざるは當然のことなり少くとも百人の在監人に對し教誨師一人を置かざるべからず

教誨は個人的ならざるべからず合衆教誨の如き賞表授與式、假出獄擧行式、追吊法會等の場合に於ては最も必要なれども平日は必ず個人的教誨ならざる可からず個人的教誨は精密に個人的の關係を調べて之を行はざるべからず故に餘り多くの囚人を少數の教誨師に托するときは到底其の目的を達すること能はず教誨師一人には可及的少數の囚人を委するを要す

第二　教誨師待遇の冷淡

教誨師をして終身或は數年の間晝夜の全力を悉皆感化に注がしめんとするには其の待遇を厚くして人間要務に遺憾なからしめざるべからず

教誨師も冬は寒むし夏は熱つし滋養物も喰はざるべからず妻も愛せざるべからず子孫も教育せざるべからず即ち衣食住において一汎人間の紳士と同樣ならざるべからず今日にれいては弘法とか親鸞とか法然とか云ふ樣な茶人は一人も見受ざる次第なり因ては教誨師も亦た俗界の一紳士なれば紳士の資格を爲し得らるゝだけの待遇を爲さゝるべからず而して其の待遇法は職給の制は宜しからず矢張功勞に因つて進級するの制を取らざるべからず乃ち始めは月額六十圓位にて採用し而して三年の間其の人の實行を驗し愈々精勤にして功勞ある人ならば三年目に五圓位を增給し爾後三年毎に其の功勞を銓衡して昇級なさしむるが如き組織になさゝるへからず是れ三年目には必ず增給すると云ふ譯にはあらず三年目には其の功勞の著明なるものを增給慰勞するの積りなり尙書に謂は所る三載考績の謂ひなり故に最初の儘まにて數年繼續する人もあるべく銳敏の人の如きは三年毎に增俸する人もあるべく又た三四年を經る間に諭旨免職の人もあるべきなり而して教誨師は高等官に比準して之を待遇せんと欲す

第三　教誨師任期の短少

或る署に於ける如きは一年の內に教誨師の二度も更迭することあり故に教誨師囚情を知らず何を以て其の實効を奏することを得んや如此教誨師は元と自ら好んで爲ずにあらず本源の命に因り不得已務めて之を爲すものなり故に可及的早く教誨師を免せられんことを望むが故に本源の或る勢力ある頭の太き奴に頼りに賄賂を行ひ苞苴を呈し甚しきは金錢を贈るの腥僧もありとか聞く其の眞僞は我れ之を知らず本源の方にも監獄の教誨は只だ世間に對して儀式的に之を行ふのみ故に教誨師に與ふる給料の如きも至つて微少なるか如し本源に取つては監獄の教誨は實に厄介物視し此の撰に當りたる坊主は宛も逐るべからざる厄難に陷りたるものの如く心得但だ速に厄難を逭れんことをのみ祈りて種々の陰面卑屈的手段を行ひ遂に其の目的を達するものもありと聞く其の眞僞は是亦我れ之を知らずと雖も此くの如くにして豈に教誨の實を擧ぐることを得んや我は願ふ教誨師は終身の職務たらしめんことを終身の職務たらしむること目下行はれ難くんば願くは教誨師は十五年以上は必ず勤續せしむるものと規定せられんことを望む

第四　教誨師の居宅を設くる事

教誨師の眠食する處と監獄との距離愈々長ければ愈々不利益なり愈々短かげれば愈々利益あり故に教誨師の居宅は監獄に近接して之を設置せざる可からず而して無賃にて之に接はしめざるべからず而して其の修繕の如きも皆な官より之を爲さゝるべからず而して教誨師を命ぜられたるものは自今十五年以上或は終身

監獄雜誌　第9巻 第9号　　矯正図書館

少しも心を他事に注がず一心不亂晝夜盡力在監人を濟度せんと心に祈誓を固ふして此の家に入らしむべし而して此の家屋の建築法も亦た普通紳士住宅に劣らざる樣爲さゝるへからず是れ則ち華美以て人目を眩するの目的にはあらず教誨師の風采雅觀を俗界に失はしめざらんとの注意なり今日の如く教誨師遠方より緩々歩行して來往する樣のことにては無益に時間を費やして正味を教誨に用ふること能はず夜間臨房教誨等は往復歩行的教誨師にては到底爲すこと能はずと言ふも認にあらゞ教誨師の全力を感化に瀉がんとするには是非とも其の住宅を監獄に近接して建築せざる可からず

第五　教誨師養成所を設置すること

宗教家に於て日本同胞悪人の濟度に重きを置き教誨師養成所を設け日本教誨師として學術性行外人に愧ぢざる處の真宗教家を澤山に作るべし吾が同胞を救ふて餘力あらば海外に旅行して布教も宜しからんなれども吾が同胞の濟度には先づ格別に意も注がで冷淡に爲し置き遙に海を渡つて歐州に教を施さんとするなどは少々本末を取り違へたる談にあらずや之を譬へば猶兄弟姉妹の危篤の病床に呻吟轉輾しあるをば其の儘に爲しおき山を隔えて隣村に往き未だ嘗て一面識もなき人の病床に就きて藥を進め背を撫で親切に看病を爲すが如し人間豈に此くの如き事あつて可ならんや我れ茲に此の如き轉倒想の宗教家に一言せん云はく脚踵下を諦視せよ

第六　教誨時間を與ふべき事

目下は教誨時間僅少なり故に一人に一日一時間の教誨時間を與へられたし

○

以上改良の事は一時に擧行あらんことを望むと雖も經濟の許さゝる點あらば一二項づゝを行ふことを得るも亦た幸なり

以上の如く改良を行ふときは典獄は教誨師を監督統御するの學識才能なかる可からず無學無識にして教誨師に輕蔑せらるゝ者の如きは典獄の任に堪へざるなり

○

右は經濟に大關係を有し容易に行はれ難きを知る然れども斷じて行はざるときは何れの日か教誨感化の効を奏することを得ん我は一日も早く大英斷の實際に行はれんことを希望して已まざるなり其の大英斷の實際出でざる間は我れは可及的本論に近かよりたる方即ち本論の意旨に叶ふ樣出來得るだけの分際を竭くして以て進まんとするものなり大英斷の出でざる間は箝口束手恬として省みざるか如き不深切を學ばざるなり

○未成年犯罪者及其救治策（續）

山本德尙

第四章　救治策

前章に於て陳ぶるか如く研究し來れば之か救治の策たるや自から明なるべく最早稿者の多言を要せざるへし病原内に在れは醫藥と營養とを以て之を治せざるへからす病原外に在れは轉地と療養とを以て之を避けざるへからす犯罪者を救治するの術亦唯此二法あるのみ

未成年者犯罪の原因や一は彼等か身体心意の不正順不規律なるに在り二は彼等の境遇の不良なるに在ること已に前きに陳べたるか如し而して心意は身体と密接の關係を有し此兩者は又境遇と密接の關係を有する

監獄雜誌　第9巻　第9号　　矯正図書館

ものなるか故に凡そ彼等を救治せんとするには常に此三者に注意せざるへからず先づ彼等の境遇を轉ぜよ之に次ぐに体育と教養を以てすへし之を換言すれは教育――廣義の教育は未成年犯罪者を救治する唯一の法なりとす思ふに讀者も亦此點に於て別に異論あらざるへきか或は教育も以て救治する能はざる犯罪者ありと云ふ者あらんされど是論者が自己を知らざるが故の暴論のみ論者は如何なる權能と智識とを以て「救治すへからず」と云はんとするか昔時に於て避くへからざる疾病となしたる瘡痘は今日に於て最も避け易き疾病と見做さるゝにあらずや「馬鹿に呑ますする藥なし」とせられたる白痴者も今日に至りては或點までは治せらるへき人間となりしにあなずや不治の病と思はれたる暗啞者も其語を通ずるを得盲者亦書を通ずるを得るを知らは教育の力か如何なる度まで進歩すへきやを知るへからざる也犯罪者のみ獨り救治せられざるの理あらんや其救治せられざるは唯其方法の過まれるに基因するのみ未た罪者の性質と歴史とを知らずして慢に之を教育すれはとて何等の益もあるべからず生理心理的になされざる教育は診察なくして藥を投ずるが如く到底治療の見込なきこと素より自然也而かも之豈に教育の本意ならんや生理心理的になされざる教育は教育たるべき眞實の意味を有せざる也彼等の體格と性情は精密に調査せられざるべからず其體格は諸種の學術的體育を以て矯正せられざるべからず其性情は諸種の教訓と修煉とを以て馴致せられざるべからず彼等は高尚なる希望を與へらるゝを要す彼等は清潔なる快樂を與へらるゝを要す勞働は彼等の心身を强健ならしむべく讀書は彼等の慾望を轉化せしむべし若しそれ懲罰の如きに至りても教育的に用ひらるゝ限りに於て其用に要あること素より言ふまでもなし兎に角生理的に心理的に犯罪者の曲がれるを矯め足らざるを補ひたらんには之を救治すること決して成し得べからざるの業にあらず況んや其少弱の時代に於て之をなす盲啞白痴の教育に比して寧ろ易々たるものあらんこと余の信して疑はざる所也

偖て以上の所說にして理ありとせんか其方法や如何すべきと云ふに監獄は未成年犯罪者を收容する適當の場所にあらず懲治場の救治に無力なるのみか却て弊害あることは當局者も夙に之を知れりさればとて彼等を普通の學校に收容することは斷して成すべからざるが故に實際救治教育をなさんとするには是非とも他に新たに組織を設けざるべからず余は之を英國に習ふて感化院懲治院の二つとせんとす

余が未熟の考を以てせば吾國に於ては先づ八歲以上十四歲未滿の浮浪少年を感化院に收容すること適當なるべしと信ず彼等の內には父母親族を失ひたるものもあるべく父母親族ありと雖も其實之を失ひたると同樣の狀体に在るものもあるべし又將來犯罪の運命を有するものもあらんと雖も已に犯罪せるものもあらんと雖も要するに彼等は等しく浮浪の少年にして後見者を有せざるもの且つは已に犯罪したる者とても未だ甚しく感染せざる者なれば之を收容して適當の教育をなし十八歲に滿たざる間無定限に留置するとすべし次に懲治院には十四歲以上十八歲未滿の犯罪者を收容して之に適當の教育を與ふるとし二十歲に滿たざる間無定限に留置するとなすべし

右兩院は別箇の組織となすと適當なるべけれど事情によりては一箇の組織となし內部に於て之を區別するも差支なからん且又其官立なると私立なるとは素より問ふ處にあらず其費用の國庫支辨たるも地方稅支辨たるも或は又寄附金によりてするものなるも別に差支あるべからずと雖も日本目下の事情より云へば國庫若しくは地方稅の支辨を以て之を各府縣に設立し若し又有志慈善家の私立にして政府の適眞と認めたるものは之を認可指定の院として保護奬勵すると共に多少の干涉をなし官立と同樣に取扱ふとせば最も可なちん而して此等の制度を設くるには法律の改正を要するは素より云ふまでもなく余の考を以てせば十四歲未滿の浮浪者に對しては裁判を經ず罪の有無を論せずして直ちに警察署より送致すべく十四才以上十八歲

監獄雜誌　第9巻 第9号　　矯正図書館

未滿の者に對しては裁判を經て罪ある者のみ二十歳に滿たざる間無期限入院を宣告するとすべし此くして茲に浮浪者ならざる十四才未滿の犯罪嫌疑者を如何すべきかと云ふに此等は父母若しくは家族に注意を加へて戒護せしむるとし若し父母家族に於て能力なきとき又は父母家族の願あるときは之を感化院に收容するとせば可ならん尤も此の如き場合に於ては父母家族の責任義務に關して別に規程を設るの要ありとす

以上は單に大体の私見のみ若し院の組織細目の條項に關しては大に考究を要すべく他日或は更に敎を讀者に乞ふの時あるべし尙犯罪豫防の爲には普通敎育の强行、孤兒院の設立、矯風事業の進步、宗敎の振起等大に關係あるものにて此等の事業の進步せざる限りは容易に犯罪を豫防し得ざるのみか未成年犯罪者を救治するとも極めて困難なる可し社會の改良と救兒事業の設備――之なる哉未成年犯罪者救治策は必竟此二ツに外ならざる也吾等は司法、行刑、警察當路の諸賢に向て切に此點に注意せられんとを望まんと欲ず筆を擱くに當りて久しく讀者を煩はし永く誌紙を汚したるとを謝す(完)

條約實施準備

○外國人の在監者所遇に就ての卑見（第四回）

中村襄

外國人所遇の事に就ては予は前回迄に於て衣及食物に關する事は已に其概要を述へたる積なり依て本回に於ては住居即ち監房幷に敎誨の件に就き聊か卑見を述ふべし

第四　監房

現今我國監獄の構造不完全なる事は今更言ふ迄もなき事なれど兎に角恁かる構造にては外國人は扨措き我國人に對して迚も嚴正確實なる刑罰を執行する能はず故に之か改築の必要を唱ふるは獨り斯業に從事する者のみならず苟くも監獄と云ふ感念を懷く人々の異口同音に論ずる處なり然れとも之が實行は莫大の國帑を要する事なれば國家の財源に限りあれは財政調理上の都合より止むなく躊躇＝在るは又何人も等しく認むる所なり去りとて此儘にして年一年と遷延する時は彼の奸惡獰猛の徒も年毎に增加し從て之を養ふ處の費用も亦巨額に達するのみならず一方には國家の生存力を減殺するに至る是れ恰も病に罹りたる人之を治療するの費用に乏しきとて救治の術を施さず其病魔を增進せしめ遂に身体衰亡救ふへからざるに陷入るに等しきものなり豈之を智と謂ふを得べき乎監獄の改築に於けるも亦全じ財政上の都合あるは勿論なれど時の緩急を計り譬へ今俄かに積極的に之か改築を爲す能はざるも少くも消極的に其害毒の增進を防遏するの方法を講せされば遂に病毒骨に入り救治すべからざるの厄に陷入るあらん乎

之か改築の順序方法に至ては蓋し當局諸士の成算業に既にあるあらん故に予は敢て茲に是を謂はす唯愈々外國人を拘禁するに至らば迚も現今の如き構造にては實際始末の附かざる事あるべきを憂ふるなり今其重なるものを概擧すれば

（第一）外國人を拘禁するは是非に分房的にせざるを得さるべし何となれは彼の生命健康を保全するの必要上個人的に所遇せんとするも雜居制にては啻に飲食物の給與寢具其他の貸與品又は着座方等の如きも

監獄雜誌　第9巻 第9号　　矯正図書館

のを別異せんとするも數十人雜居せしむる時は非常の混雜を來すのみならず他囚の感情を害し又は言語相通せす動作相異なるより仝囚間に於て種々行違を生し爲に吩論喧爭を爲す等の混雜を生じ意外の椿事を惹き起すに至るべし

(第二)外國人は概して軀幹偉大にして且膂力逞しき者多けれは現在に於ける監房の如く脆弱にては彼等に於て破壞する事最も容易なるへし横濱居留地に於ける監獄又は警察の監房は非常に堅固の構造なれど狂暴者の怒りて扉等を蹴つたり擊ちたりしたる痕跡を看るに中々凄ましく實に予は一驚を喫し思はす戰慄を催せり之に由て考ふれは普通木造の而かも半腐朽に屬したる監房の如きは彼一朝破壞せんとせは所謂朝飯前の仕事なるべし殊に工場へ出役せしめず監房内にて執役せしむる場合には多少の器具をも貸與せさるべからざるを以て猶更危險多かるべし又監獄へは醉漢狂暴の者を拘留すること少きも警察署へは時々是等の者を引致すべければ兎に角警察署にては之に充てるに足るべき留置場又は引致器(手錠の如きもの)等の準備を爲さざるべからざるべし

(第三)現在の監房構造は其出入口概てし狹隘なれは狂暴者にして入房を肯ぜさる者を房内に客れんとする時は多數人を助力を要するを以て不知不識手荒の處置に至るへきは自然勢の免かれざる處なるに其扉狹小なる時は彼の身体を擊ち又は負傷せしむるか如きこと又なしとせす横濱居留地の警察署員等の謂ふ所に依れば外人の狂暴者を房内に入れんとする時は少くも三人若くは五人の合力を要し而かも尙頗る危險の事往々あり迚も我國人を捉ふる樣手や足なぞを欄み援き込む事は思ひも寄らざるなり故に若し狂暴者なりと認むる時は此手錠(我國の手錠に類する者にて最も懸て外して敏速に出來得て且堅固なる者なり)を迅速に箝め彼の暴るゝときは痛を感する樣なして辛くも引致すと(其一個を予に與へられたり這は外國の或る軍艦より暴人を引致するとき艦員より貰いたる者なりと而して其一個の代價は凡そ七八圓乃至十圓位すと聞きぬ)又暴漢を房内に入れんとするときは必らず拒むに依り其時は失づ扉を充分開放し置き彼の手錠の爲め痛みを感ぜしめ其法は處の隙に乘し彼を其扉の裡面に立たしめ我々は其扉の表面に廻り數人にて嗾嗾房内に突き込む事にて餘程機敏にせざれば負傷を蒙る事あり其呼吸中々に六ヶ敷も

のなりと又予は外人の監獄參觀者を古き構造の監獄に案内せしと屢々ありしが時としては其外人は房内に入らんとするに其時の騷きは中々にて彼は先づ偉大の体軀を以て四つ匐ひとなり恐る〳〵這入らんとするも或は頭を擊ち或は臂を磨り顏を顰め苦悶する樣は可笑もあり又氣の毒にもあり殊に又一層滑稽的なるは其同行者の這入りたるを看て續て入らんとして前者の例に倣ひ半進み入るや頭部又は脊部なぞを鴨居にて擊ちしに驚き忽ち勇氣殂喪し跡へ匍ひ戻り其痛所を撫りながら同行者の房内にあるを恨めし氣に眺め居るの狀は實に抱腹に堪へず其可笑を忍ふに苦しみし事少なからざりし是等の事は人々が實際に遭ふ迄は差して念頭に措かざるべしと雖もいざとなるときは意外の困難を感ずること蓋し思い半に過きん乎何んとなれば恁くの如くなる時は平時出入毎に不便なるのみならず一朝急變等に際しても敏達に彼等を救濟する能はざればなり

(第四)現在の監房は大底古風の格子造にして風の吹き通す事なるが聞く處に依れば外國人は性來空氣流通の激しき處を大に厭ふとの事なるに空氣は愚か寒氣凜冽肌を劈く如き風の吹拔く恰も鳥籠の如き構造の監房にては到底堪へ難かるべし若し强て之に居らしむるときは其健康をも障害するに至らん去れば之が寒防としては或は温暖器又は温婆の如き者をも設備せざるを得ざるべきも恁く鳥籠に彷彿たる構造にては迚も其効も覺束なかるべし

(第五)外國人は元來正座に慣れざるを以て强て之を爲さしめんとせば非常の苦痛を與へ其結果は一の身体刑を附科すると同一なるに至るべし加之多少健康上にも障害を與ふべきは必然なり去りながら長き兩脚を屋臺見勢の蟹然と抛げ出さしむるとせば其体裁甚た惡しゝ爲めに監獄全体の紀律を紊し且工業なぞを執らしむるに實際不都合なるべきにより房内には最も粗造なる腰掛及卓の類を設備せざるべからざるべし是等は多くの費用を要するに非らず唯施行細則第六十五條監房常置の器具品目中に追加せば可なる者なり

現在の監房にして外國人を拘禁するに至るときは概ね以上の如く支障を生すべしと思はる故に之が實際に臨む時は尙ほ幾多の支障あるべきなり然りと雖も之が爲め各地の監獄を俄かに改築するが如きは殆んと期待すべからざる事なれば先づ此際は之か一定

監獄雜誌　第9巻 第9号　　矯正図書館

の標準を設け其法案を定め而して漸次之か成効を期するを要すべし尤も外國人を拘禁するの期に際しても敢て各地悉く之を收容する者に非らざれば先づ第一三府五港其他開港場の如き外人の最も多く輻輳する地方の監獄より起工し若し其他の地方に於て外人を拘禁する事ある時は刑期確定したる者にして相當の期限ある者は瀘車瀘船を利用し便宜其設備の整ひたる地方の監獄へ送遣して執行する事とせば各地毎に少數の者に對し特殊の所遇を爲すの煩累なきのみならず通譯其他諸般の事に就て頗る便宜なるべし尤も現今の如く各地經濟を異にするに於ては其費用負擔上多少の手數を要するなるべしと雖も彼の控訴囚費用の例に倣ひ一人金幾何と豫定し執行地の監獄に賠償する事とせば差して煩累なる事もあらじ殊に國庫支辨に移るの期も蓋し遠きにあらざるべしとの事なれば恁くなる上は夫れ等の煩も之れなきに依り此方法に依るを以て最も良計と謂ふべし

第五　教誨

監獄の教誨師は現今獨り佛教の僧侶に限りあるものゝ如し吾人は其因て起る處の規定若くは命令及之に限わりとする理由の何れに在りしやを知らず惟ふに往時の事情若くは慣習上自然茲に至りたるものなる歟將た又他に理由の存するあるに由れる歟縱し假に事情若くは慣習又ハ理由の在りしとするも這は之れ往時の事而已焉そ知らん今日其必要あるを否今日に於ては其旨義を存するの必要なきのみならず吾人は寧ろ之か條理上又事實上に適せざるものなりと言ふを憚からさる者なり何となれば信教の自由は昭かに大憲の定むる處にして囚人と雖も之か自由を奪ふを得ざるものなるや言を俟ざる處なり然るに實況に依れは教誨師其人は監獄の教誨を以て其宗派を布教する處の如く思惟するのみならす甚しきに至ては其教誨所に彌陀の像を安置し教誨毎に必らず又全員に向て號令して即ち强制の旨義を以て禮拜せしむる處あり之れ果して任意的なる歟之れ果して監獄教誨なるものゝ本体歟吾人は大に之を疑ふなり抑も教誨は即ち教誨にして佛教其者を布教する所にあらさるなり故に教誨としては宜しく單純の道義的を主とし成るべく宗教的なるべからざるを要すへし然るに其本尊を安置し之れに香花を供し禮拜せしめ且之を說く者其法衣を着くる等普通所謂說法なるものと異るなし之れ其信教を强ゆる者にあらざるなき歟之れ其布教

を主とする者に非らざるなき歟之れ吾人の大ひに疑ふ處なり之れ吾人の大に非とする處なり吾人謂らく抑も監獄教誨なるもの即總ての囚人に對して行ふ處の教誨は其本尊を措く事なく又禮拜をせしむるなく又其教誨師たる者は獨り佛教の僧侶に限れりとの感念を腦裡より撤去せざるべからすと論者或は謂はん歟其本尊を安置し禮拜せしむるも僧侶か法衣を着し說教を爲すも之れ唯外形的儀式に過きさる而已之を信ずると否とは彼の任意なり僧侶豈敢て心裡に干涉し得べけん乎と夫れ或は然らん然れとも論者試に思へ坊間商店に於て種々の奇品珍物を排列して頻りに人の手を捉らへ行を止む其物品の効能を說き之を購求するの利益を述べる者ありて曰く之れ敢て强ゆるに非らず又勸むるにあらず其之を購ふと否とは其人の任意なればなりと云はゝ吾人夫れ之を然りと謂ふ乎

現今監獄の教誨亦之に類す然るも尙敢て其情苦を訴へ又は之を辭すことなく唯々として命之れ從ふ所以のものは蓋し我國人は元來宗教に冷かにして而かも囚人の無氣力なるか故なり縱し多少其心ありとするも身囚人たるを以て默して忍ぶの故而已之れ恰も吾人か或る嚴重なる儀式の宴席に招かれ御馳走に與かるに當り多く嗜好せざる處の食物を排置せらるゝも敢て之を辭せざるのみならず却て厚く謝意を述べるも其實有難からず片時も早く其席の終らんことを窃かに希ふに等しき者なり然るに彼囚人か其情苦なきの故を理由として任意的なりとするは客人の謝意を述ふるを以て其馳走物の口腹に適したる者と思惟するに異らず之を享くる者豈迷惑千万ならずや故に吾人は庶幾す縱令多少の理由の存するにもせよ今日に於て不適當なりと認むる者は速に之か改更を計られん事を況んや外國人は我國人の如く宗教に冷淡ならざれば假令處罰せらる事あるも其信する處のものに非らざるものに對し禮拜するが如き事なきをや嗚呼今や之を更新するの時機に際會せり之が當局者たる者宜しく時世の必要と其趨勢とを察知し苟くも之か改更の必要を認られんには斷々乎として諸種の事情を排除し邦家の爲め之を刷新し大に教誨師を迎へ聘するの門戸を開放すべきなり嗚呼教誨の適否は實に行刑の効果如何の繫る處なり豈唯獨り一小部分の者に委するを得へけん乎今や已に外國人內地に雜居するの期に達せり然るに監獄は依々として陳腐に等し

監獄雜誌　第9巻 第9号　　矯正図書館

き冒義を固守し居るあらんか啻に其謂れなきのみならず外人の爲めに嘲笑せられんことを恐るゝなり抑も監獄教誨師なるものは教官にまれ僧侶にまれ又牧師にまれ其宗派の如何に拘はらず其人の何たるを問はず眞に囚人を感化するに足る名望有德の人士にして教誨師たるを望む者あらば禮を厚ふし辭を卑ふし之を歡迎して以て教誨の任に該らしむへきなり但其教誨は即ち教誨として專ら道義的に據らしむべしと雖とも其一方には宗教的信仰者を個人又は數人の仝望者を便宜集合して說教するを要す而して其彌陀の大慈を聽く者には南無阿彌陀佛を唱へしむへし耶蘇の降天十字架救世の教を受くる者には阿珉を稱せしむべきなり然れとも囚人なるの故を以て苟も其信ずる處を妨くべからず然れとも難者或は謂はん乎恁くの如く爲す時は所謂信教の自由を完ふするものにして善は即ち善美は即ち美なりと雖とも幾多の囚徒をして各自の信ずる處に依り神官僧侶又は牧師を迎へ總ての者に滿足を與ふるが如きは謂べくして行ふへからず縱し假に各種の教師を聘し得るとするも恁くするときは教誨師は教誨師として宗派的葛藤を生し囚徒は囚徒間に於て處信の可否より吩咐を起すに至り紛々爭騷日も又足らず其極監獄は遂に宗教的黨を結び派を爭ふの塲裡と化し去るに至らん如何に利屈は可なるも所謂利屈倒れとなりては毫も其詮なかるへしと予謂らく之れ其一を知りて其二を知らざるの言而已何となれば苟も教誨師たる者にして黨を結び派を組み爲めに吩爭を爲すか如き者ならんには抑も其人物は慈善博愛の爲めにするに非らずして其宗派若くは自已の爲めにする僞善者たれは善く奸人邪智の囚徒を轉迷歸善し得る者にあらざれば去る不都合者は速に放逐せば即ち可なり又囚人にして宗派の處信を相爭ふか如き事あらん乎寧ろ嘉みすへきことなり何んとなれは蓋し宗教的信仰の感念より之を爭ふに至る如きは其間多少の私憤を狹む事ありとするも少くも彼の憎むべき罪惡の經歷又は淫猥破倫的交談等を爲すの弊害を減却するに至るものなれば之が爲め監獄は幾分の煩忙を增す事あるも要するに監獄としての目的を達するに稗益ある者なればなり今日に於て此事を改更するは條約實施準備として寔に必要なる一條件たり之か當局者たる者須からく諸般の事情に纏綿せらるるなく快力兩斷以て之か革新を行ふへきなり惟ふに斯業に銳意忠良なる賢明の士疾くに

茲に看る所あり之か斷行の畫策業に已に決する處あるや必せり而して吾人此言を爲す之即蛇足而已豈又敢て吾人の喋々を要せん哉　(未完)

○外國人と履物及作業に就て

岡山　藤井　糾

明年七月より新條約愈實施とはなれり去れは各條約國の貴賤上下の人分ちなく疃を接して續々吾國に入込むものゝ數少しとせず其多數人の中には開化を以て誇り文明を唱揚しつゝ天然の法律則ち道德の一部分を飾り却て人爲の法律吾國法に違背し忽ち身を圖圉の中に呻吟するもの少からず此時に於て彼等に貸與する履物は奈何皆幼年の時より靴を穿ちつゝある習慣を有して俄然吾が(晴雨用)下駄及び草履を貸與するも其使用を爲し不得の憾あり去迚晴雨兼用の靴を貸與すと云ふに至りては其困難實に言ふ可らさるなり又之と同く難するものは作業上なり彼等の多くは器械的作業に從事し吾國人の如く力役には到底堪へさるは勿論又現行の輕易なる役業則ち稿工の如きを爲し不得ときは前段仝樣至難の極ならんと信す當局者以て如何となす

記者曰本論外人履物云々に就き想ひ起すことあり近頃在留歐米人中(男女とも)和裝を爲し路上を徘徊する者を時々見受ることあり中に就き人目をひきつゝあるは音羽に在る遠征軍(布教團体)の一行にて常に和服を着し足駄、駒下駄、或は雪駄等を穿ち歩行するの狀少も邦人と異なるなく敢て苦痛ありとも見受けす察するに邦人にして初めて靴を穿つ時と反對の結果にて其苦痛は少時ならんと信す一言を附して寄書家の參考に資す

教誨

○教誨は三十分を以て原則とす

留岡幸助

泰西說教學の大家某曰く「三十分を過る說教には生命なし」と余は多年身を教界に投し或は說教に或は演說に之を試みたることありと雖も說教演說を三十分以上に布演して成功したること甚た稀なり、我國の諺にも「下手の長談義」と云ふことありて決して長き說教や演說に生氣の活動するもの甚た稀なり、其故に職を教誨に奉する者はこの理を了解して妄りに

監獄雑誌　第9巻 第9号　　矯正図書館

說教の長からざらんとを勤めざる可らず、下手な長談義をなすものに限りてその教誨は必ず無味乾燥恰も路傍の砂を嚙むが如く坐に堪へざることあるは屢々當路者の實驗せし所なりと云ふ、教誨は恰も食物の如きものにして、肉体に食の欠く可らざる如く教誨は在監者の心靈上に於ける食物なり、食物は容量の多大を以て貴はず、その裡に含蓄する滋養の多きを以て貴しとなす、斯の如く教誨は濫りに長きものを以て貴しとせず、その内に含蓄する眞理の多量を以て貴となす、眞理の多量を含まざる教誨は如何に時間の長きものあるも其は決して在監者の心靈を養ふ所以の教誨にあらざるべし、

然るに余の聽聞せし說教家や教誨師の中には己が言はんと欲する所の考を云ひ盡したる後尙左の如く言ふ者あり

諸君よ諸君余は終りに臨みて一言すべきものあり

とて、諜々三十分若くは四十分を辨するものあり、實に長き一言にあらずや、始の教誨を四十分間縷述して尙終りの一言を三十分せば都合一時間と十分なるべし、斯の如きことは吾人の屢見聞せし所なり、教誨師たるもの豈に注意する所なくして可ならんや、殊に夏季三伏の候の如きは人心の倦み易くして長坐に堪へざるは皆人の實驗する所、かゝる時には殊更に氣を利かして可成時間の長からざらんとを務めざるべからず、

○教誨は十分に言ひ盡さゞる所に妙味あり

滿つればかぐる世の習ひにて在監者を教誨するに於ても又然りとす、十分に言ひ盡さゞる所に却て妙味あり、然らざれば妙味なきが如くに感するは凡夫のなさけなきことなり、究鳥を追ひ究敵を懲らすは人道に背くことにして勢に乘ぜざること事物の理に達したるものゝ爲すべきことなれ、教誨を爲すものは今少しく言はんとし、聽衆へ今少しく聽かんとする時に停止するは却て妙味の存ずる所にて、言はんと欲する丈を言ひ盡くし、聽かんと欲する丈を聽き盡すに至りては却て妙味の存せざるのみならず、嫌厭の情を催ふすことあり、これ謹むべきの點なりとす、然れども人或は余の盡さざる所に妙味ありと言ふことを以て教誨の理義を說き盡さすして中止せしむるを善しとすと誤解せんかを恐るゝを以て余はこの點の飽までもその義にあらさるを言はざるべからず、

意義を說明し能はずして中止すると十分に言ひ盡さざるを以て妙味ありと言ふことは全く趣を異にせり、前者は及ばざるものにて後者は過ぎすことなり、十分に言ひ盡さざるを以て妙味の存することゝするは即ち過不及なく教誨の長短其度に適ふを意味するものなり、月も滿つれば欠くるが如く教誨も言盡せば却て妙味のなきものなり、これ一考すべきことなりとす、

○教誨に用ふる比喩

眞理は常に形なければ普通一般のものには眞理そのまゝにては了解し難きものあり、これ比喩の尊き所以なり、日常の談話のうちにも喩へはと言ふことなければ、談話の趣旨は澁滯して容易に腹に入り難し、況や監獄教誨に於てをや、然れどもこの比喩を用ふることに注意せされば言辭によりて意を害するが如く比喩によりて趣旨を害することあり、比喩は成る可く上等のものを用ふべし、比喩野卑なる時は眞理其物も亦野卑に見ゆることあり、注意すべきは此所にあり、比へば比喩を人力車とすれは眞理は車に乘る人の如し、如何ほど車に乘る人の人品骨柄高尙優雅なりと雖も人力車にして醜しからんには遂にその人までも又醜しく見るなり、尙他の比喩を用ふれば眞理は珍味の如し、比喩は膳椀の如きものなり、其故に眞理てふ珍味如何にうまきも之を盛る膳椀にして醜汚からばうまき珍味も味ふへき食氣を滅することあり、其故に珍味の眞理は美麗なる膳椀に盛りてこそ初て人をして食はしむるに足るものなり、これ考ふへきことならずや、

○司獄官吏の宗教心

間野闡門

現時我監獄問題の大勢を達觀して、論議の趨向を大別すれは、予輩は之を概括して、左の三類となすことを得るなり、

一　獄制改良問題
一　出獄人感化保護問題
一　司獄官吏の品性問題

なりとす、而して前兩者の問題に至りては、陷々論究、甲論乙駁、事を古今に徵し、說を内外に覓めて、恒に我司獄界裡の指南車となり、普く斯道に關する新智識を得せしむるは、予輩の大に多とする所ろ、近くは本誌の紙上に於てするも、精確なる論議、有

監獄雜誌　第9巻 第9号　　矯正図書館

益なる雜錄の月一月より見榮の度を高め、愈出て、愈趣味を加ひ、宛も、錦上花を敷くの美觀を呈す、是豈斯道の慶事ならすとせんや、

雖然後一者の司獄官吏の品性的問題の消息に至りては、寥乎として晨星も啻ならさるの寂寞を極めつゝあるは、是亦予輩の一大恨事なりとする所なり、

頃日本誌上、斯界の先覺者、有馬四郎助氏「時弊論」「司獄官吏の雅量」の二文を掲載せられ、優に一世の情弊を喝破して、彼の一派扁狹なる司獄官吏の心膽を抉刮して餘す所あらさりしは、蓋し是れ近時出色の好文字、予輩讀んで頗る痛快を覺ゆ、

顧ふに現時吾邦の司獄官吏にして、行刑的法理を研尋し、或は獄制上の法文に精通したるの士、或は遇囚諸般の實務に熟達し、執務敏捷、縱橫一署を操縱して、整然形式的治獄の眞績を擧るの士、所謂老練司獄官、刀筆的吏、理術的獄吏を以て目せらるゝもの、今日の司獄界、彬々林くの如く多しと云ふ迄には行かすとも、亦決して其數に乏しからさるなり、雖然若し夫れ司獄官吏としての品性的修養に欠る所なく、否寧ろ宗教的感化の見地に樹て、彼等哀々たる罪囚をして、迷惑の深淵より救濟し心靈の宇慰を得せしむる、是ぞ眞に司獄官吏の本領なり天職なりと達悟するの士は、予輩の寡聞、その聞くを多しとせさる所なり、嗚呼思ふて茲に至れは、如斯の獄吏をして、我獄界を司らしむる、民人の不幸、國家の危險、之より酷事なかるべし、

司獄官吏の品性たるや、其内包を分拆し來らんには、諸種數多の美德を意味し、而して、其活動する行爲上の現象に於ては、則ち一律ならすと雖も、今其根本的思念を覈求すれは、予輩は唯宗教信仰の一つに歸在せりと謂ふを得るのみ、

抑も宗教心なるものは、吾人人類か宇宙間に於ける自己の地位如何を悟了するの觀念なり、換言すれば安心立命を得るの方法なり、無限の制裁力に服從して無我の淨域に到達するを得るの道なり、既に安心立命するか故に其行爲や、謹嚴なり、慈惠なり、柔和なり、忍辱なり、既に宇宙間に於ける自己の地位如何を悟了したるか故に、其理想や、高尚なり、宏遠なり、平等なり、凡て一切の道義的行爲は、之の宗教心を基本として發作す故に餘韻嫋々、鬼神をして泣かしむるの概あるは、寔に信仰あるものゝ特色なりとす、

されは信仰なきの人は、人生として最も憐むへきものなりとす、宜哉故聖は信仰なきの人を譬へて、行爲上の不具者と云ひ、精神上の生育者なりと云ふ、言太甚た奇激なるに肖りと雖も、故聖豈今人を誣るの妄言を垂れんや、

由是觀之、人として宗教の必至にして必要なるは予輩の喋々を要せすして明なる事なり特に司獄官吏警察吏及法曹者流に至りては、益宗教信仰の必要を認むるなり、故如何となれは、平素執務上の結果、自然に智力の作用、理論の一方に傾き、意志の命令する所、勢ひ深刻なる行爲に流れ隨て同情の念、益薄弱に墮せさるを得す、就中直接罪囚の感化を以て天職とする司獄官吏に至りては、層一層宗教の信仰を感す、信仰は感化の目足たり、感化の秘訣なり、自己先つ精神の感化を完ふせすして、罪囚を感化せんとするは極言せば眞の感化にあらすして、胡魔化なりと云ふべし、信仰なくして人を感化せんとするは、恰かも手に物なくして大施主たらんと欲し、木に緣りて魚を求むるの類なり、豈至難なる事業ならすや、

大英タラック氏其著刑罰及犯罪豫防論（松尾氏譯）罪惡を防遏する原則中に信心の一章を稿して曰く、

夫れ炎々たる慾情の熱火を消さんとするには、此慾情に打克つ非常力なくんはあらす、蓋し救濟主に依て顯はされたる神明の慈悲か未來永刼の希望と恐懼とそ、則ち其非常力にして、人類の普通歷史に徵するも、此慈悲力の人生を改良したる跡昭々乎として火を見るか如し、是れ取も直さす信心結果に外ならす云々、

豈維タラック氏の言のみならんや、由來感化事業に從事し、救濟事業を稱道するもの、時の古今を該ぬ、洋の東西を通して比々皆然らさるはなし、

今や國運の大勢に隨伴して、我監獄問題を講ること、愈益深からんとするの好機に際會す、聊か平素の所見を吐露し以て世の同感諸士に訴ふ（九月三日）

特別寄書

○司獄官吏の雅量ちふ論文を讀み聊か所見を述ふ

笠原　謙

監獄雜誌　第9巻 第9号
矯正図書館

人誰れか獄事の改良を希はさらん司獄官吏の薫育陶成を望まさらん罪囚の改善は又實學に照して豈に駑々の進歩なからしめん哉社會事物の改良は駿馬の康莊を馳るが如くなるへし監獄事務の改良は雷光石火の如くなるべしとは夙に獄事家先輩の熱望を以て機關雜誌の每文壇に滿たされざるはなし而して時の來らさる機の投せざるに日角淡を飛し筆硯爲めに禿盡し躍起論難するも夫れ唯た机上の空論に過きさるのみ

獄事改良の前途に横はる荊棘は之れを芟鋤するに能く其道を以てし能く其根本を除くに足るの法方を探らざれば唯た其枝葉を芟鋤するに止まるべし荊棘益々繁茂し念々蔓延すれば容易に之れを芟鋤するに難かるべしとは吾人が常に獄事改良の前途に向ひ杞憂する處なりと雖とも今や當局知明の士は早く茲に視るべきありて然る乎則ち第一着の荊棘は既に之れを芟鋤せられたり

夫れ司獄官吏の品性に伴ふ雅量は第一着、荊棘芟鋤の日より念々益々圓滿的獄事改良の希望を達するの時そ來れり其雅量として最も尊ふへき博愛偏依なき君か所論の雅量は偏情なく爭氣なく又狹心なし故に其心自ら過あるを知るが故に人の過ちを恕し其心善を好むか爲に人の善を好み其心才を愛するか爲めに人の才を愛す此故に雅量の恩澤は獨り囚人の上に止まらす監獄吏員亦た互に恩化を被る也

彼の僚友問互に功名を爭ひ讒誣陷擠常に相反目するか如きものの一たひ雅量を養ふ時に於ては同僚の善を聞て樂む所以を知り其美を見て之を悅ふ所以を解し身外皆敵たりし者變して皆兄弟となり和氣藹然茲に始めて和衷協同眞正の獄務改良も得て企圖せらる可き也

固より然り此雅量を以て進み其道に當るに博愛を以て部下を薫陶鞭韃し獄事改良の前途に塞かれる荊棘の弊や大いに其根や深く其柯幹や久しく監獄の中心に繁茂す其荊棘の弊害は果して何人の手に於て根本的芟鋤せらるゝ乎曰く雅量ある典獄の手腕によるべし

公然雅量を以て進むべきものは果して何人ぞ獄事社會に此人ありと知られたる有馬四郎助君其人なり君は令名高き有意の獄事家なり余は未た謦咳に接せざるも君は久しく獄事社會に逍遙せられ曩に北海道監

獄にあるや去て又た内務省監獄局統計課長となり中央機關部に奉司せらる今回典獄の交迭に伴ひ撰はれて警視廳典獄に任せられ次て巢鴨監獄署長に補せらる君出藍の性あり加ふるに此の雅量を供し將來に於ける獄事の改良に當らば第二の荊棘は速かに芟鋤せらるべし

抑も司獄官吏の雅量は何に依て完備する乎と否々司獄官吏を教養脩錬して始て眞正なる司獄官吏の品格たる克己、習錬、趣味、謙和、躰面、雅量、等の素要を成立し得るなり教養脩錬の足らさる司獄官吏は所謂雅量に乏しく雅量に乏しき司獄官吏は殆んと自分の職責を全くする能はざるべしとは敢て知者の言を借らずして然らん故に中央當局者は既に司獄官吏の養成を見認め司獄官練習所設置の必要を議會に向つて提案するも財源の依て之れを補ふものなき乎未た其運に至らざれは當局者は之れを遺憾とするものゝ如し然れ共司獄官吏の教養脩錬の必要は日一日に切迫し所謂焦眉の急なるが如し於是乎當局者は財源のあらん限りは之れを求め早晩司獄官練習所の設置を發布せらるべしと聞く語に言はすや濁波の堪へたる湖には明月を寫さす司獄官吏の教養脩錬の足らされば雅量ある忍能の士を得す其雅量と堪能の士を得ざれば罪囚改善感化の目的を達し歸善の指南車となつて其任に當るは百年清河を待つと均しきのみ先輩既に余に示すあり訓練せざるの兵豈能く戰はんや學習せざるの童焉そ能く讀まんやとは雅量なき司獄官吏に對する肯綮を得たる格言とするに足るべし思を馳して我國征清軍の實蹟を追想せよ陸海軍人の訓練養成は能く其の道に適ひ勇悍不撓の精神は所向敵なく進軍萬里破竹の勢を以て終に能く旅順の險黃海の難を戰畧したるなるべし監獄の黃海旅順は如何罪囚の改善感化則之なり罪囚盡く無學ならんや罪囚果して無教育者ならんや凡そ罪を犯し監獄に拘禁せらるゝ處のものは概ね社會の情況に通するものあるべし政治的志想を有するものもあるべし罪惡全染して第二の天性となるものもあるべし世時に迂遠なるに似たれとも頗る人を欺罔するに巧なるものもあるべし官海に出入して官吏の弊風を熟知するものもあるべし目に一丁字も解せさる眞に無教育のものもあるべし偶然罪を犯して戰慄恐懼するものもあるべし千種萬類其道に巧なるものは司獄官吏の閑邊を窺も司獄官吏を品評する乎或は司獄官吏の技能品格を

監獄雜誌　第9巻 第9号　　矯正図書館

試驗して之れを是非する乎は大いに雅量ある司獄官吏に據て以て此の弊害を除去せざるべからす若しも雅量の完備せさるものとせん乎暗夜梶なき船を以て彼岸に達せんとすると何そ撰はん司獄官吏の雅量は恰も船の梶櫓に於けるか如し此の雅量ある司獄官吏を以て罪囚の改善感化に和衷協同實踐躬行せば其目的を達すること敢て至難にあらざるなり

獄事改良に伴隨して刻下の急なるは又た罪囚の改善感化にあり罪囚の改善感化は雅量ある司獄官吏を待つて始めて其効を奏し其目的を達するは灼々として火を睹るか如し

君の言ふ雅量を以て司獄官中品性の最大要素となす（中略）唯た其れ吾人の見を異にするの點は平常渠等を敎へ導くに不注意不親切にして而かも其輕科微罪の生するに至つて忽ち赫怒叱責を加ふるが如きことを爲さず努めて犯則を未前に防き規律の嚴正を保ち而して懲らすか爲に懲らさす罰するか爲めに罰せずして即ち敎ふるが爲に懲らし導くが爲めに罰するの主義を把持せんことなり要は人を憎むの心に出でず唯罪を憎むの心に出るにあり而して吾人は約言す犯罪人とは罪惡を病む一種の病患者也司獄官吏たるものは社會に代り此の患者を治療し濟度する博愛的職掌に從事するものなり人に接すれば則ち禮あり人を遇すれば必らず道あり一朝國家の生存を害し社會の安寧を紊亂したる罪囚と雖とも之れを遇するに其道を以てせは最大至難たる人心の改良は又た容易なるべし

至正嚴正の規律と雅量ある司獄官吏に據つて改善感化せられたるものは善良なる社會的交際をなし得べき良感化の罪囚を出すなるべし其道に乏しき罪囚の感化は反て倨傲の罪囚を出すことのなからん乎

例へは東京の淺草や近きは大坂の千日前にある動物園若くは其遊樂場を見物せよ犬芝居あり猿芝居あり其他動物類の技藝は口言はさるも其術や巧に其藝や頗る妙味に人をして一驚せしむるは何そや他なし知識數等其上に位する工藝人其ものは下等動物たる犬や猿をして終日終夜熱心に彼れに技藝を敎授せしめたる結果に外ならさるべし若しも轉して此の感を犬や猿か人間に技藝を敎授せしむるものと假定せん乎迚も美事なる技藝は此の立派なる遊樂場に於て數万の見物に唱采を得せしむ能はざるべし

凡そ平等線を有しある物体には敢て甲乙優劣を認めす況んや人間相互文學知識の平均したるものに於てをや如何に熱心に如何に愷切に在囚に對し改善感化を講するとも之れ一席の徒勞のみ諺に言はんや五尺の鯉能く一尺の桶に其命を保ち得る乎唾液を以て占付したる障子は久しく風前に堪えることを得る乎以上論する如く犬が芝居するも猿が芝居するも之れ皆其道を以て能く其機關を運轉するに原因せり敢て偶然の立證にあらさるなり此の故に在囚の改善感化は雅量ある良司獄官吏を以て慮らさるを得す余は近着監獄雜誌第九卷第八號にある司獄官吏の雅量ちう論說を讀み所論頗る司獄の綮肯たるに感し讀で卷を覆ふ能はず聊か所見を述へて有識諸士の哂笑に供し併せて有識君雅量典獄の厚意を謝すと爾云

附言文拙にして意を盡さす足らざるは猶及ばざるの罪として諸士之れを諒恕せよ

○典獄の職責に就て

浪華生稿

典獄職責の至難至重なるは吾人既に之を知る、否獨り吾人の之を認むる所なるのみならす世人も漸く其職責の至難且煩累なるを覺知するに至りしものゝ如し、故を以て吾人は茲に典獄職責の性質範圍を細說するの煩を見すと雖も、要するに典獄職務の最大主要なる點を略言すれは社會の犯罪を排除し犯人をして矯正歸善せしめ出獄後再び社會に荼毒を流布せしめざらんことを以て典獄最終の目的と爲す固より論を待たざる所なり、然れは監獄管理權殊に檢束、戒護、作業、會計、敎育、敎誨、衛生等總ての監獄事務は之を極言すれは監獄最終の目的を達する方法たり、手段たるに過きざるなり、果して然りとせば監獄の管理者たる典獄は尙此他に至重至大の職責あるを知了するに難しとせす、吾人か茲に所謂至大至重の職責とは曰く犯人をして純正無垢の良民たらしめ之を會社に紹介し正業の道に就かしむるの策を講すること是れなり以下其理由を說明せん

抑も典獄の職たるや各其官制に於て明かなるか如く內務大臣又は所屬長官の指揮監督を受け監獄を管理するにあり、而して監獄の管理權は其範圍實に廣大にして今一々之を列擧するを要せすと雖も監獄は即ち受刑者に對し刑罰を適實に執行し再犯を防遏し及刑事上の被嫌疑者を的確に拘禁するにあるは素より論を待たざる所なり、刑事被告人拘禁のことは姑ら

監獄雑誌　第9巻 第9号　　矯正図書館

く之を云はするかな、苟も犯人に對し嚴正摯實に刑罰を執行し最後の良民に復歸せしむるは監獄管理上の確實固より必要なりと雖も最終の目的即ち正業に就かしめ再犯の憂なからしめんと欲せは須らく監獄事業と社會事業と相接近せしむるの要あるは固より當然なるを以て典獄は即ち良民社會と嚴法相隔離したる監獄との間に圓滑なる聯絡を通せしむるの方針を採らざるべからざるなり、吾人か茲に所謂監獄と社會との聯絡とは即ち有形上の接近にあらすして寧ろ形而上の聯絡を云ふ、故に吾人は信す、典獄の職責は獨り監獄管理權の緻密周到のみを以て能事終れりと爲す能ざることを、

熟々吾人の想像する所に依れは典獄の職責爾かく前述の如く至難なるのみならず各府縣監獄に在ては目下現に其經費の地方稅支辨たるの結果、府縣會との間に煩難なる關係を有するに拘はらす現今の制度に依れは府縣に於ける他の部署長に比し獨り其地位の低きのみならす待遇亦た均衡を失するより其人物の能否は姑らく置き比較的常に其地方に於て輕視せらるゝか如き傾向あるは吾人の常に痛恨大息に堪へざる所にして近時典獄待遇論の奮起頻出する又決して偶然にあらざるなり宜なる哉當局の意向亦特に茲にあり目下現に典獄待遇改正の詮議中なりとの事なるを以て早晩典獄增俸說を實行せらるゝに至るは吾人の確く信して疑はざる所なり

既に前述の如く典獄の職責は監獄管理權の外、刑餘者を良民社會に紹介するの良媒介にして殊に地方稅支辨の監獄に在ては各其地方の府縣會と交涉の事實多く且從て地方の有力者と交肘懇談の時機多きを以て此機會を利用し出獄者を差後第を講する上に於て至幸の便宜尠からざるへしと信す、然るに世の往々監獄費國庫支辨論を主張する說者の間には今日府縣監獄の經費は地方稅支辨たるより監獄管理上に種々の干涉を受け果ては典獄の職權內に屬する職責の上に迄他の製肘を受くるか如き虞れあるを以て寧ろ國庫支辨後は此煩累を避くるを以て監獄管理上の便益にあらざるべしとの說を口外するものあるに至ては吾人は其識量の淺見且狹隘なるを嘆せすんはあらざるなり、何となれば監獄の費用の當然國庫の負擔に屬せざるべからざるは當局者の既に論し盡して餘蘊なきが如く監獄經費其ものゝ性質上より、獄制統一の上より將た地方の負擔を移して急要擱く可からざる地方事業費に充用せしめんとの最大理由にして監獄をして全然社會と相離隔せしめんとの理由なきは勿論、監獄最終の目的を貫徹せしめんと欲せは理想上益々社會と監獄とは相近接せしめざるべからざるの必要あれはなり是れ即ち出獄人保護事業の設備は目下焦眉の急務なりと云ふ所以の理由を以て充分之を確むるに難からざるを信す

抑も出獄人保護事業の性質たるや國家的事業にあらずして社會的慈善事業たるは世既に定論あり殷鑑遠からす白耳義に在り（白耳義に於ては豫て出獄人保護事業を一旦國家事業に移したることあるも後幾何もなく國家事業となすの不可を曉り再ひ社會事業に移したるより今日現に隆盛を極めつゝありと云ふ）果して然りとせは我國に於ける、斯業の發起も世の有力者及ひ慈善家の贊同を待つにあらされは到底前途の隆盛を期する能はさるを以て全國監獄の管理者たる典獄諸君は須らく今日の制度及機會を利用し廣く地方の有力者慈善家等の間に奔走し勸誘奬勵到らさるなく斯事業の發達に盡力せられ普ねく刑餘の出獄者をして良民社會に伍せしむるの勞を採られんことを吾人の希望の存する所なり否な典獄本然の職責なりと信す、仰き望むらくは今の典獄諸君、吾人の微衷を納れ自重自尊し以て自から儀標となり率先者として世の仁人義士の間に馳趨し斯業の發達を助け併せて監獄最終の目的を貫徹することに勉勵盡瘁せられんことを敢て希望の至りに堪へざるなり、之を要するに政府は此際此機會を衒たす典獄の地位を高め待遇を厚ふし以て献身的斯道に熱心なる有識雅量に富める人才を我監獄に歡迎すると同時に典獄職責の重く且つ尊ふへき名譽の職たることを汎く社會に公表せられんことこそ必要ならんか、尙終りに臨み吾人は識者に一言を寄す是れ他にあらず即ち典獄の職たるや煩累至難の任たるを以て經驗に富み監獄學上の理術に通曉するを要するは勿論なりと雖も亦以て襟度の濶大にして赤誠を披見し以て能く地方有力者の同情を得るに足る所謂偉人丈夫を我監獄社會に集中せしめられんことを、是れ何となれば將來府縣監獄費の全部を國庫支辨に移すの曉きに至らは直接地方の利害に關係を及ほすこと尠少なるを以て勢ひ監獄と社會との間に嚴然たる隔壁を築かるゝに至り刑餘者をして賴るに家なく、求むるも傭主を得るに益々困難を感するの結果、再犯、三犯果ては習慣犯者

監獄雜誌　第9巻 第9号　　矯正図書館

に餘義なくせらるゝの虞れ多かるへしと信するものあるべけれはなり敢て典獄の職責を論し當局者の同情を求むると爾云

海外通信

○「エルマイラ」感化監獄に就き

……儲金は十分には無之候得共永く日月を徒費するは宜しからず候條今度は斷然歐洲へ赴き滊車の裡よりでも宜敷候間歐洲各國の事情を觀察し早く我が國へ歸朝することに決定致候多分本月の內には取調も終り候得者來月は費府やワシントン府邊へ漫遊し九月の末より愈々歐羅巴へ渡航する事に致候其故に歸朝は本年の末にあらざれば來年の始めなる可し、と奉存候第一に握手し度は大兄に候ローチエスター市へ七月二十四日に出發、直ちに「エルマイラ」感化監獄に赴き、兼て尊敬仰慕するブロックウエー先生に面會致候彼は小生を親切に待遇せられ監獄研究に關し、特權を與へられ人々より懇篤なる待遇を蒙り三日間滯在致し滿足に監獄の實況を視察致し候ブロックウエー氏が非凡の人物たることは今更申す迄もなく而して同監獄の世界無雙なる事は誰人も否む能はさる儀と奉存候コンコルド感化監獄は之を「エルマイラ」感化監獄に比すれば一見戲に過ぎざるの感有と申候「エルマイラ」には生命充ち、獄則嚴正、且つ日新月歩の活氣洋溢致し候獄政運用の活潑にして正肅なる所小生の深く喜び且つ稱賛する所に御坐候、我國にも是非「エルマイラ」感化監獄の如き者を建設せさる可らさる事と存候實は小生緩々同監獄に止りブ氏とも談話し獄政上のことにつき取調をも致し度希望に候處他に差迫り候事件有之候條思ふたよりも早く同地を辭し去り急にケンブリッヂに歸り申候

ブ氏に依賴して歐洲の知人に紹介狀を與へられ度儀申述置候同氏之を諾せられ候條小生大に喜ひ居申候大兄も又小生を歐羅巴各國の監獄改良家へ御紹介被下候得ば幸甚此事に候……草々不具

八月四日午後四鈴

米國マサチウセッツ洲　ケンブリッヂ市

雜錄

○小河岳洋君慈善問題の序文

廣津友信

留岡幸助様　玉案下

會友留岡幸助君新著慈善問題に敘述せられたる小河岳洋先生の序文を得たれば掲けて清覽に供す

社會一日も競爭なかるべからず競爭は活動の源にして進歩の泉なり之れなくんば則ち社會は終に昏睡夢死の寂鄉たるを免かれず列國相對峙して比隣互ひに其の富强を競ふ泰西今日の文明ある所以にして外に對する一國富强の增進は內個人と個人と競ふて相勵精研磨する所あるの結果に外ならず競爭の賜や大なりと謂ふべく其の旺盛なる敢て深く憂ふるに足らざのみならず反て文明進歩の前驅として大に之を歡迎せさるを得す

然れども凡そ物一利あれは則ち一害則ち之れに伴ふ國相競ひ個人相勵んで富强を圖り智力を進めんと努むるの結果一方に優勝なる者を生ずる他方には自ら亦劣敗するに至る者あるを免かれず劣敗は尙ほ忍ぶへしとするも競爭激甚の及ぼす所實だに之を回護する所以の道を講ぜざるのみならず擠して而して尙ほ之を射んと欲す則ち劣敗の極國としては其の祖先の祭祀を絕ち個人としては其の天壽を災尼の犧牲に供するに至らしむるを免かれざる所以にして是に於て乎則ち競爭の弊を見る人生相憐の情に於て堪ふべからざる所なりと謂ふべし

社會何の爲めにか道德ある宗敎の必要果して何くにある人は競爭の目的とする所若し果して單に自利是れ冀ふのみとせば吾人が接息する社會は何んぞ彼の骨肉相呑噬する所の動物界に異らんや然れども吾人は社會道德宗敎の必要を認め其の勢力を信ずるものなるか故に自利のある所必らず利他の之れに伴はさるべからさるものあるを知る「殺身成仁」道德の敎ふる所身命を擲ても敢て人後に落ちさらんことを努めよとの最徹きものゝ一人に行へるは則ちわれに行ひ

監獄雑誌　第9巻　第9号　矯正図書館

しなり』宗教の命ずる所財産を傾けても以て貧窮を救ひ孤獨を恤れまんことに奬む俗眼より見れば是れ又一種の競爭たるに非らずや人の相競ふ何ぞ必ずしも富貴安逸の爲めのみなりと謂はんや苟くも宗教道德の支配せらるゝ範圍に於て人生互ひに相競爭す弊を見んと欲するも得べきにあらざるなり要は唯だ宗教道德の社會に行はるゝ勢力如何を見るにあり必ずしも競爭の弊害如何と問ふを要せざるなり

我が帝國今日の文明を致したる所以のもの要するに亦是れ競爭活動の結果に外ならずと謂ふを得へく將來も亦世の進歩と共に益々個人的及ひ國家的に大に相活動するの結果に外ならずと謂ふを得へく將來も亦文運の進歩と共に益々個人的及ひ國家的に大に相活動競爭するの必要あるを見るに至るへきなり驟つて泰西諸國今日の實況如何を見よ社會競爭の激甚なるに從つて其の弊害も亦日一日を追ふて漸く顯著たらんとし貧富智愚の懸隔益々甚しきを致し限りある民産を驅つて上層少數者の掌裡に偏湊し下層多數の民衆をして粒々辛苦尚ほ以て自ら支ふる能はざるの悲境に沉淪せしめつゝあるに非らずや我國果して獨り此の弊なきを得ると謂ふか現在は如何未來は如何予は今敢て之を追求するを欲せず嗚呼東洋の君子國其の宗教道德の基礎及ひ勢力果して如何とか見る畏友留岡君近ごろ又一書を著はし題して慈善問題と言ふ予未だ本書を精讀するに遑まあらずと雖も君の平生に徵して其の立論の正確にして材料の豊富なるを信じて疑はず而して今日に於て君か此の著ある蓋し深く時勢の必要に感ずる所ありたるが爲めなるに非らずや序を徵せらるゝ時に當て偶々近稿一扁を得て之を日誌に収む則ち其の數節を拔抄して之を著者の坐右に呈す敢て此を以て責を塞かんと欲するには非らざるなり

卅一年八月　小河滋次郎

○摸範監獄の著書に就て

今回本會に於て出版せし摸範監獄は斯道の改良家留岡幸助君が前年監獄の理術討査として自ら遠く海外に航せられたる際彼の有名なる北米合衆國マサチウセッツ州監獄局の出版に係る模範監獄の秘書一卷を同局長ペテグローブ氏より贈與を得渡米第一の好土産として錦囊に收めて歸來せられたる珍書なり、偶々北海道空知分監新築の計圖あり分監長（今は宮

城集治監典獄）畑一嶽氏同書を以設計の資に供せんとし飜譯を留岡氏に屬せられ余も一讀を乞ひしに調査綱密議論精覈間然する所なし今や我國摸範監獄の建築及各監獄改築の急を告るに際し斯の如き唯一參考書藉の一二有志の筥底に秘藏せらるゝは頗る惜むべき極みなるを以留岡氏に謀り終に本會に於て出版せしに板垣内務大臣閣下を初め當局者の賞贊を博せしは豈敢て留岡氏の功勞のみならんや本會の面目之れに過きさるなり今左に同書の目錄及留岡氏の自序を掲け讀者の清覽に供す

○模範監獄目錄

第一章新監獄建築の條例　第二章「チヤーレスタオン」監獄　第三章「ベンシルベニア」縣各監獄　第四章歐羅巴の各監獄　第五章規律並に構造法（一）監獄の位置（二）監獄の建築（三）建築設計の概梗　第六章階及類別　第七章工事及材料の使用法　附錄圖式

○留岡氏自序

序

監獄學の研究として若くは實際の視察として米國に於て余が修得したるもの一にして足らずと雖本書を携へ歸りたるが如きは其の最たるものゝ一たりとす本書は一千八百九十四年三月北米合衆國「マサチウセッツ」洲監獄に在るや態々監獄局に到り局長「ペテグローブ」氏に面接し請ふに一本を以てす氏は惜む所なく本書を余に惠與せられたり本書の如きは金錢を以て需むべきものにあらず

今や本書の刊行せらるゝに當り其由來を記述して序文に代ふるは蓋し失當のことたらざるを信ず

本書は「マサチウセッツ」洲政府に於て摸範監獄を建設するに當り州政府は監獄局長「ペラグローブ」氏に命ずるに其調査を以てす氏は幾辛酸を經て遂に本書を編成するに至れり其の調査費用の如きはこの一書を成すに七千五百弗（我が一萬五千圓）を出費せしと云ふ又本書に於て調査したる結果として將さに建設されんとする新監獄は其經費の如きも總額百十九万七千六百四拾四弗（我が二百三十九萬五千二百八十八圓）の見積なりと云ふ又以て完全なる建築たるを見るべし

而してこの新監獄たるや分房雜居の兩監獄を一屋の下に構造せんとするものにして治獄上より云ふも完美の制度たるや言を俟たず今や板垣内相上にありて鋭意熱心監獄改良に力を致さるこの時に方りこの書を刊行する蓋し斯道の進歩に少補なしと

監獄雑誌　第9巻　第9号　　矯正図書館

謂はんや若し其れ本書にして寸分の補益たにあらば余の幸福之に過るものなし余や今本書の出版に際し二三の恩人を想出せすんはあらず其一人は「マサチウセッツ」州政府監獄局長ベテグローブ氏なりとす他は宮城集治監典獄畑一嶽氏なり氏は幾多の經費を以て本書の飜譯を余に囑托されたり氏にしてこの援助を與へずんば本書の出版を今日に見んこと蓋し難しと云ふ可し余は本書の飜譯を完成するに至るまで凡そ數回の校閲を爲したり其故に本書の飜譯にして實に任ずべきことあらば余は甘んじて之を辭せざるものなり今や本書の出版に際し聊か本書を刊行するに至りたる由來を記述して序文に代ふると爾云ふ

明治三十一年八月初院

於東京星ヶ岡公園之麓

留岡幸助謹誌

○正誤

本誌前號の紙上雜報欄内に於て再犯以上の統計に就てと題する記事中再犯以上の者十万三千六百二十九人とあるは全く初犯者の誤にして再犯以上者は五万七千拾五人なるを編輯者の誤謬なりしを以て茲に其疎漏を謝し謹て正誤す

雜報

○内務農商務兩大臣の監獄視察

大石農商務大臣は本月六日午後二時頃強風雨なりしに拘はらず鈴木萬次郎氏を伴ひ突如として鍛治橋監獄署に來られ若山典獄の按内にて各監房を精密に視察し終りて典獄室に於て在監人の種類、罪質の別、病者及死亡者の狀況、等を仔細に尋ねられたれは若山典獄は之に對し一々詳細に說明したるに右大臣には刑事被告人の滯獄日數の一箇年以上に涉り現在する者の氏名、罪質、犯數及入監年月日、并に病死者に關する事項の調査を要するとて之が廻送を求められ退署せられたるは午後四時過ぎにして

其間殆んど二時間の長きに涉りたりと

又板垣伯は同九日午前八時鈴木次官齋藤、井上兩秘書官の三氏を從へ鍛治橋監獄署に臨まれ若山典獄山上、印南兩内務屬等の按内にて各監を巡視せられ、了りて典獄室に於て刑事被告人待遇上の事又は監獄移轉地撰定其他重要の事柄數件を諮詢又は訓示せられし末尚監房の坪數と之れに入房せしむる人員又は食量の代價并に量目其他看讀書籍の種類病症及其人員等を調査の上差出すべき旨を命し同十時頃退署せられたる趣同大臣の斯道改良に鋭意なるは今更吾人の謂ふ迄もなき事なから殊に敬服の至りなりしは同大臣は同日密室其他の監房を開かせ躬ら其中に這入り戸を閉ざしめ以て其苦痛の度を試みられ又は監房の懸札の表面に入監月日を記入し置かは滯獄日數の長きに涉るものは監獄官の注意するの資となるのみならず裁判官等巡回する時も注意を與ふるに便なるべけれは是を施行しては如何と謂はれたる由其視察の精密なる一同舌を卷かれたりとか昨今諸般の政務繁忙なる打柄内相と云ひ農相と云ひ廟堂の方々か恁く繁く監獄を巡閲せらるゝは實に未曾有の事にて畢竟之が必要の發生したるに由るべきは又疑ふべからざる事なり吾人敢て其故を知る由もなしと雖ども兎に角監獄問題が樞要の士に重要視せらるゝに至りたるには相違なけれは前途倍々好望なるを證するものなり故に吾人は斯業の爲め大に慶賀せずんはあらざるなり

○小倉監獄局長の出張及歸京

警保局兼監獄局長小倉久氏は嚮きに大阪府、兵庫縣、三重縣へ出張を命せられ箕浦、三浦の兩内務屬

監獄雑誌　第9巻　第9号　　矯正図書館

を隨へ去月十六日出發先ち大阪府に至り警察、監獄事務を精密に調査巡閲し尋て兵庫縣に出て同地の監獄警察を巡視せられ歸途奈良に出て三重縣に至り同地の監獄警察の視察を遂け同縣山田監獄支署をも同時に巡視せられたり尤も大阪神戸滯在中諸務繰合せ獨り三浦内務屬は堺及姫路監獄支署をも巡閲視察せられたりと云ふ因に記す小倉監獄局長は隨行員二名を從へ本月一日無事歸京せられたり

○小河監獄事務官の出張

小河監獄事務官は嚮きに新潟、埼玉、群馬、千葉、長野縣へ出張を命せられ典獄會議開會以前出發の途に就き會議中一旦歸京し閉會後再ひ巡閲の途に就かるゝの豫定なりしも同時福島縣へ出張の用務相生し且至急を要するを以て前掲の出發を擱き本月六日先ち福島縣に向て出張せられたり尤も福嶋縣へ出張は單に監獄巡閲要件のみにあらさるを以て一般の要務を終へ本月十一日無事歸京せられたり而して今回の出張は内務屬羽村就久氏をして隨行せしめられたり

因に記す最早會議期日も餘日なきを以て各縣の巡閲は閉會後に延期せられたりと云ふ

○大交迭後の典獄移動

去月十日十數府縣典獄大交迭の際獨り後任者の發布なかりし神奏川縣典獄の後任は念々新妻廣島縣典獄に依て襲はるゝに至れり而して廣島縣典獄の後任は豫て香川縣典獄にてありし田中義達氏山梨縣　却留郡長(指定地)より轉して其椅子を占めらるゝに至れり、新妻氏と云ひ田中氏と云ひ典獄に多年經驗を有せらるゝ兩氏の事にしあれは斯社會の爲め啻に慶賀すべき事なるのみならず横濱と云ひ廣島と云ひ既往及今後に於ける樞要の地方に此兩名士を得る余輩は其撰擇の宜しきを得たるを祝し併せて兩氏の榮轉を敬賀す

尚又日昨年始めて我監獄界に身を投せられし坂本三重縣典獄及綾部警視廳市ヶ谷典獄は相互の閲に轉替せらるゝに至れり兩氏の等しく警察部内より出身せられ然かも相前後して典獄に榮轉せられし兩氏の又同時其任地を相轉せらるゝに至りしは眞に奇偶と云ふべし去れは將來に於ても等しく令聞を斯社會に發揚せられんこと余輩の今より期待する所なり兩氏夫れ健全なれ精勵なれ敢て祝す次に記すべきは九月一日より北海道集治監網走分監開監に付先きの北海道典獄たりし岡野正輝氏分監長拜命同監詰を命せらる岡野氏の復任亦祝すべし

付言坂本警視廳典獄は二級俸(七百圓)を給與せらるとなり

○監獄局計表課長の後任

(山上義雄就任)

前任有馬内務省監獄局計表課長一躍して警視廳典獄巣鴨監獄署長に榮轉せられし以後暫時欠員にてありし計表課長の椅子は去月二十日非職臺灣總督府事務官正七位山上義雄氏に依て襲はるゝに至れり、氏は先年久しく内務省に勤務せられ去る明治二十六年中島根縣典獄に榮轉せられ爾來三年有餘令聞淺からざりしが昨年五月其職を辭し奮て臺灣に航し總督府事務官となり大に臺灣監獄改良の衝に當られしが遂に種々の事情は氏をして久しく臺灣監獄事業に敏腕を振はしむるに至らす且は微恙の侵す所となり遂に氏をして同地を去らしむるに至りしと雖も氏の素養經驗は久しく氏を監獄社界以外に逸せしむるに忍ひす其筋の明又茲に存し再ひ氏をして將來此多望なる計表課長の椅子に就かしむるに至れり余輩は此良課長を得たるを喜ぶと同時に氏に貸すは卓落たる驥足の地と多少の時日とを以てせは氏たるもの又悅んで斯事業の爲め盡瘁の勞を辭せざるべきを信す聊か微衷を陳へ氏の就任を慶賀すること爾り

○在監人の書信授受手續に就て

在監人の書信を發送收受するには監獄則に於て夫々規定のあるあり其範圍内に屬する制限を受くるは勿論なり而して在監人殊に刑事被告人の書信は裁判上種々の非行を通牒するの媒介となる虞れあるを以て當該裁判官の檢閲を要すへきは素より當然なりと雖も一面書信の發送收受は被告人に直接利害の關係を及ふすこと大なるものあるを以て信書の秘密を保ち其檢閲上支障なきものに對しては尤も迅速の取扱を爲し遺憾なからしめさるへからさるは又固より論を待たさる所なり而して地方に依りては一定の定例ある種類の書信例へは辨護士に面接依頼の件又は上訴豫納金に關する等の通信に限り豫め便宜典獄に檢閲權を委任せらるゝ向之れありと云ふ果して然りとせ

監獄雜誌 第9巻 第9号　矯正図書館

は是れ實に繁雜なる相互の手數を省き且速達を期するの方便として適當の處置たるを信す、故に何れの地方に於ても豫め管轄地方裁判所の豫審判事又は檢事正等と協議を遂け裁判に差支なき程度に於て便宜典獄に檢閲權を委任せしむる樣協定し置かれんことを望む

又囚人の發送又は收受する書信の如きも往々信書の秘密を蹂躙し且檢閲其他の手續上に長時日を要し十數日若くは一ヶ月餘の時日を要するにあらされは受信者に到達せす又は受信の告知を得さるものありと云ふ右の事實にして果して誤謬なしとせは是れ又當局者取扱上の緩慢にあらされは不注意の責を免れさるものと云ふへし何となれは假りに典獄の檢閲を經るに多少の時日を要するとするも交通機關の完備せる今日に當て信書の日付より受信の當日迄十數日若くは月餘を要する理由なけれはなり右等は單に取扱上の手續に過きすと雖も信書の贈答即ち當事者意思の交通は飽迄之を重んせさるべからざるのみならす又其記事の秘密に嚴に之を確保するの注意なかるへからさるなり、其他無筆者の書信を代書する看守者の如きも本人の意思を其儘直寫し苟も私意を挾み又は記事の秘密を暴露するか如き不体裁なき樣當局者に於て充分注意反省を加へられんことを希望の至に堪へさるなり

○假出獄及賞表授與に就て

假出獄上請の件に付各地方の間に著しく不權衡あるより從て其認可人員に多寡の差異あるは當局者の豫て杞憂する所なるか余輩の想像する所に依れば假出獄は固と在獄中の行狀端正、改悛の狀、顯著なる者に對する一種の恩典なるを以て各地均一を期する能はさるは寧ろ自然の情況なるを以て全國畫一を期せんと欲するは到底不能の事に屬すと雖も緩急宜しきを謀り濫に失せす客に流れさるは當局者の須らく細心注意を要する點なるへしと信す尤も假出獄を允許せられたる出獄人の行狀及生業の如何は余輩遺憾なから之を詳知するを得すと雖も折角此恩典に浴して出獄したる者の既往に付之を觀察するに當局者の不明を覺し余輩の裏心大に慊然たらさるなきを得さるものあるか如し換言すれは巧言令色、巧みに司獄官吏の歡心を買ふ者は意外の僥倖を得て却て之に反する眞心歸善者は此恩惠に漏るるか如き不幸を見るものなきや當局者の憂ふる所は恐らく此點に外ならさるへしと信す若し果して假りに前述の如く假出獄者の内に付き改悛疑似者をして此恩典に浴せしむるものありとせは假出獄上請唯一の條件たる賞表付與に付き濫賞に過き客與に失する原因に基かさるを得さるか如し尤も賞表の授與に就ては在監人行狀勘査及賞譽規定の設けあり一定の標準を示されありと雖も動もすれば當局者に於て僞善僞爲者を看破するの明に乏しく賞罰亦た正鵠を得さるか如き實況なきにあらさるか如し是れ獨り典獄の不明に歸すへからさるは勿論なりと雖も要するに直接戒護者の行狀視察に周到を缺くの結果にあらさるなし否な獨り看守者の責任なるのみならす看守長典獄諸君の個人的性情を詳知するに缺くる所なきにあらさるなきか余輩固より茲に之を斷言するものにあらすと雖も今少しく賞表授與の點に向て囚人の行狀並に個人的性情を精密に調査せられ濫賞に流れす客與に陷らさらんことを望む之を要するに典獄は其管理監督する囚人の個人的性情を知るは平素親しく囚人に直接し引見以て其眞性を知悉するの機會を可成多く利用せられんことを希望す

○監獄巡閲官の資格に就て

監獄巡閲官の資格如何に付ては從來論者の間に是非の論爭ありし所なりしか余輩の確信する所に依れは此資格論は巡閲官吏其人の官職の高下論即ち高等官たると判任官たるとの區別にあらずして苟も内務大臣の特命を受け監獄一般の事務を調査し監獄全体に關する考科優劣を視察し復命するの任を帶ひたる當局官吏は皆悉く監獄巡閲官を以て遇するは固より當然にして官職地位の高下は寧ろ監獄巡閲官たるに何等の支障なきを信す（尤も特に一部の調査を命せられたるものは格別）是れ何となれは監獄巡閲官の資格及ひ地位の如何は現行の法律上何等の制限なきを以てなり、果して然りとせは論者か所謂巡閲官なるものゝ資格論は下命者たる内務大臣の命令即ち帶命用務の如何にあるは識者を待て後に知るを要せざるなり、然りと雖も往々他の官吏にして（同しく内務省の官吏たりと雖）出張用務の序を以て其地方の監獄を巡視するものあるに當り被巡視者の地位に立つ監獄は該官吏の貿格の何たるを知らすして只其名刺の内務省官吏たる故を以て深く之を推問せすして曰

監獄雑誌　第9巻　第9号　　矯正図書館

は丶胸中直ちに臆想を書き監獄巡閲官を以て遇するか如きことありとせんか余輩は斷して之を迎ふる典獄は輕舉且曠職の甚しきものとして其罪を鳴さゝるを得ざるなり何となれは是等の典獄は自己の職責の重且大なるを忘却し以て自ら職務の尊きを抛擲したるものなるへきを信すれはなり、近日余輩の傳聞する所に依れは他の用務を帶ひ出張したる内務省官吏にして其地方の監獄を巡視するに當り監獄巡閲官の何たるを解せずして突然當局者の質問に逢ひ巡閲官たるか如き資格を濫用するものは之なきにあらすと云ふ、右にして果して事實なりとせは該官吏たるもの官職濫用の責なきにあらざるのみならす實に不都合の甚しきものと謂はざるを得す然れとも此場合に於て其資格の點に付强て典獄に於て推尋せんは勢ひ爲す能はざるか如き虞れありと雖も抑も監獄巡閲官とし云へは實に其資格の重きのみならす在監人の情苦を聞き又は請求あるときは金櫃を開放し或は重要なる書類の檢閲も之を拒む能はざる性質のものなるを以て自今被巡閲者たる典獄に於て此等の點に付注意を怠るべからざるは勿論なりと雖も其筋に於ても巡閲官たる資格を證明する丈けに監獄巡閲章を付與せらるゝか或は豫め各地方に向て出張官吏の資格を通知せしめらるゝの方針を採用せられんことを敢て希望の至に堪へざるなり聊か右の傳聞に感する所あり犯憂の餘りに出つ讀者之を諒せよ

○監獄教誨の獨立及教誨師の待遇に就て

監獄の目的は懲毖以て之を矯正し教誨（教育をも含む）以て之を感化歸善せしむるにあり依是觀之は紀律の勵行、作業の强制以て之を懲毖するに難からすと雖も心性上に完全なる感化遷善せしめんと欲せは教誨教育を盛んにするにあらされは監獄最終の目的を達すへからさるは素より論を待たさる所なり、然るに監獄の教誨事業は其性質の至難にして且形面上に係るを以て其奏効の顯著なるものなきのみならす當局者も亦た比較的に監獄教誨を重要視せさるにあらさるなきか、監獄改良上殊に教誨事業の萎靡として振はさるは當局者の常に慨嘆する所なり然るに現行の制度に依れは教誨事務は普通第一課の附屬として且教誨師の待遇に至ても別段の規定あることなく從て其俸給の如きも甚た寡少なるを以て勢ひ適當の

人物を備聘する能はさるのみならす或は甚たしきは本願寺派出の僧侶にのみ教誨を囑托し僅々たる手當を供するに過きさるものあり如斯して而して能く監獄教誨の自的を達し得へきや是れ實に樹に緣て魚を求むるの類にして寧ろ教誨の振はさるを非議する者の過と云はさるを得さるか如し、政府夙に茲に見る所あり大に力を監獄教誨に用いんとの計畫ありと云ふ然れとも果して如何なる程度迄教誨上の改良を施さるゝやは固より之を知るを得すと雖も余輩を以て之を見れば監獄教誨は擒束戒護に關する事務と之を併行せしめ形而上、形而下の改良を施こすにあらされは監獄最後の目的を達すへからさること勿論なるを以て此際教誨に關する事務を普通の監獄管理事務と截然相分離するの要あるを認む啻り之を分離獨立せしむるの必要あるのみならす教誨師の待遇を厚ふし道德堅固なる有識者を迎ふるの方針を講せさるへからさるなり、是れ他なし其待遇を高め又之に酬ゆるに足るの俸給を支給するの策を講するの他あらさるなり、之を要するに監獄教誨は監獄事務中特に意を茲に注き之か改良を圖るの必要なるを余輩は茲に之を斷言して敢て憚からさる所なり故に此際當局者に希望すらく監獄教誨に關する事務を擴張し特に教務所なる獨立機關を設け教誨師の待遇を厚ふし以て有識者を斯社會に歡迎するの道を開かれんことを、而して其獨立機關の名稱の如きは固より之を問ふを要せされとも兎に角教誨師を奏任以上の待遇に改められんことを敢て當局有司に囑望して止まさる所なり

○典獄會議の日割

本月十五日を期し上京を命られたる典獄會議は愈々仝十六日より開會の筈にて會議の日割は粗々左の通り決定せられたりと云ふ

典獄會議日割

十五日　本省高等官控所ニ參集　書類ヲ配付ス
十六日　午前　大臣訓示　局長演說
　　午後　諮問會
十七日　午前　仝
　　午後　仝
十八日　午前　甲ノ部　集鴨監獄署、癲狂院、養育院
　　午後　乙ノ部　感化部　參觀
　　同
　　甲　ノ　部

監獄雜誌　第9巻 第9号　　矯正図書館

北海集治監、東京集治監、宮城集治監、北海道廳、警視廳、京都、大坂、神奈川、兵庫、長崎、新潟、埼玉、群馬、千葉、茨城、栃木、奈良、三重、愛知、靜岡、山梨、滋賀、岐阜

乙ノ部

三池集治監、長野、宮城、福島、岩手、青森、山形、秋田、福井、石川、富山、鳥取、島根、岡山、廣島、山口、和歌山、德島、香川、愛媛、高知、福岡、大分、佐賀、熊本、宮崎、鹿兒島、沖繩

十九日　午前、諮問會　午后　諮問會

二十日　午前　同　午後　衛生局長演說

廿一日　指示事項ニ關スル質疑並ニ說明

廿二日　同

廿四日　典獄協議會

廿五日　午前　乙ノ部　養育院參觀　午後　甲ノ部　同

陸軍衛戍監獄參觀ノ義ハ既ニ陸軍省ニ照會濟ニ付隨意ノ事

廿六日　典獄協議會

○警視總監巢鴨市谷兩署の巡視

警視總監西山志澄氏は本月十二日同廳巢鴨、市谷兩監獄暑巡視として若山、有馬兩典獄及中村課長等を隨へ各監房を精密に檢閲せられたり其際巢鴨に於ては病囚に關し市谷に於ては携帶乳兒に就き特に巨細に質問せられ且厚く訓示せらるゝ所ありたりと云ふ

○監獄教誨に就て

監獄の教誨は囚人及懲治人をして悔過遷善の道を講せしむるにあるは固より論を待たさる所なりと雖も其方法手段に至ては其宗教主義たると道德主義たるとは固より問ふ所にあらさるなり故に從て監獄法規上何等の規定なきは是れ又自然の理勢にして到底其主義方法を畫一に限定すへからさるの理由あつて存すれはなり、然りと雖も從來の實檢に依れは全國何れの地方に於ても監獄教誨は多くは宗教主義殊に佛教主義を採用し佛教徒を以て教誨師に採用し來りたるは將に掩ふへからさるの事實にして是れ畢竟監獄の教誨は形而以上の業に屬し心性上彼れ囚人をして感化歸善せしむるを以て教誨の大目的とすれはなり、然り而して從來多く佛教徒を以て監獄教誨師に採用し來りたるは要するに我國の佛教は歷史上の關係より之を信仰する者の多數なると加ふるに普及の範圍頗る廣く且因襲の久しきより從て其感化力の洪大なる所以の理由に過きさるか如し、然りと雖も泰西の文物の漸く輸入するに從ひ宗教の數亦多岐に分れ從て之を信仰する者漸く分岐するは勢の止むを得さる數なるを以て之を見るも今日以後、尙ほ監獄教誨主義を從前の如く一宗若くは一派に制限する能はさるは固より論するを要せさるなり、況んや改正條約實施後に至らは外國人を我監獄に拘禁するに至るを以て從て各自の信奉する宗教の上に益〻異同を生すへきに於てをや、又況んや信仰の自由は帝國憲法第二十八條の認むる所なるに於てをや、之を要するに監獄教誨は其主義の宗教に依ると否とを問はす又其宗教の內に付ても佛教たると基督教たるとを論せす、其奏効の最も著大なるものに就て之を採擇せは可なり、然るに往〻偏執舊套を墨守し一宗一派に限るか如き狀況あるは識者の共に痛嘆する所なり、故に予輩は監獄當局者諸君に望む監獄教誨の方法は其主義の宗教たると儒教たるとを問はす囚人感化に最も有益且奏効の顯著なるものを採用する最も可なり、否な獨り可なるのみならす寧ろ採擇、取捨一に當局者の所信に全任するを以て適當なりと信す、故に世の教誨師たる者又宜しく偏狹に失せす襟度を濶大にし佛宗徒たると基督教徒たると將た儒教徒なるとを論せす双々相輔翼し、戮力協心以て監獄教誨の大目的を達するに吝なるなからんことを希望す聊か時事に感する所あり敢て卑見を述ふること爾かり

○非國庫支辨論に就て

監獄費國庫支辨論は從來政府の是認する所なるのみならす全國府縣會中、四十府縣に亞んとする地方より頻年國庫支辨に關する建議書の其筋に提出せられつゝあるに依て之を見るも最早府縣監獄費を國庫の負擔に復せしむへきは一般の輿論たるへきこと固より論を待たさる所なり、宜なる哉現任內相板垣伯閣下は非常なる監獄改良熱心家にして着々其步武を進むへしとは伯自らの公言せらるゝ所なるのみならず加ふるに監獄改良の必要は目下焦眉の急務なるを以て見るも從來國民の輿論たる監獄費國庫支辨論も

監獄雜誌　第9巻　第9号　　矯正図書館

伯、在任の今日に於て之を斷行するの至極適當にして且時機の宜しきを得たるものなること蓋し今日を措て將た何れの日にか之を庶幾するを得んや、聞く所に由れは伯夙に大に見る所あり來期帝國議會に向て監獄費國庫支辨法律案を提出せられんとの事にて既に其筋に於ても調査を了へ閣議も粗〻確定せられたりと云ふ今日に至り異論を唱ふるものあり、而して其口實とする所を聞くに今日の監獄制度は其費用の地方稅負擔たるより地方の府縣會か直接、間接に之を監督するの趨勢なるを以て甚たしき不都合なしと雖も一朝之を國庫支辨に移すときは中央政府の視察監督不充分なるは到底免かるへからさる數なるを以て時機に應したる議論にあらすと云ふにあり、然りと雖も是れ實に淺薄偏見の甚しきものにして殆んと論爭するの價値なき議論と認めさるを得す何となれは是れ實に中央政府の無能力を表白するものにして今日現に各集治監は內務省直轄の下にあり何等監督上の不都合を認めさるのみならす寧ろ監督管理の整頓せるものに依て之を見るも論者か云ふか如き杞憂なきのみならす刑の公平を保ち獄制の統一を期せんと欲せは其監督權の所在をして中央政府、即ち內務省の直轄監督の下に置くにあらされは到底充分なる獄制の改良を期する能はさるは識者を待て後之を知るを要せさるなり、況んや改訂條約實施の期、近きにあり外國人拘禁問題の囂々たる今の時に於てをや、故に予輩は茲に斷言す監獄全體の改良は今日を措て何れの時にか之を求むるを得んや、又曰く監獄費全部を國庫支辨に移すにあらされは鎖々たる千百の改良事業も到底其奏効を見ること蓋し難事たるを、要するに余輩は今日此問題を云爲する者の衷心何の點に存するやを知るを得さるなり世の識者たる者以上の俗論に惑はさらんことを敢て希望の至りに堪へさるなり

寄書

○刑事禁治產の廢止に就て學會記者に一言す

在東京　洋々散士

本誌第九卷第七號雜錄欄に於て學會記者は諸法典の實施と監獄關係

に就て之を論し新民法其の他附屬法の監獄に關係したる個條を列記したるものあり而して其の中に民法施行法第十四條及び第十五條を以て刑法上の禁治產の制を發止したるとを揭け立法事業の進歩したるものとして大に贊同を表せられたり散士は此の刑事禁治產を廢したるに就ては聊か贊同を表する能はさりし點あるを以て嘗て第四獄事茶話會の節之を一言し且つ其の大要を一文に綴り刑事禁治產の廢止に就て之を論し大日本監獄協會雜誌第百二十二號寄書欄に揭けたり然るに今や學會記者の反對意見を一讀したるを以て更に爰に散士か意見を開陳せんと欲す而して學會記者の論點を摘記すれば左の如し

第一　刑罰執行の結果として刑期中直接私權の行使を自らする能はさるは止むを得さる自由刑當然の結果なり

第二　絕對的に治產の能力を奪ふか如きは公法上に規定するを避くるを要す

第三　現今輕罪囚には禁治產の附加刑なしと雖とも直接私權行使の爲め國家の刑罰權を蹂躪せられたりと云ふ事實を認めす

第四　若し私權濫用より生する弊害ありとせば寧ろ當局者の職權を以て之を防遏せば可なり

第五　刑事禁治產を廢したるは立法事業の進歩したるものなり

學會記者の論旨の要點は右の五項にあり而して第一刑罰執行の結果として刑期中直接私權の行使を自らする能はさるは自由刑當然の結果なりと是れ散士と根本的意見の異なる點なりとす果して學會記者の意見の如く自由刑當然の結果として財產上の私權を自ら行使すること能はすとせば法律の與へたる私權行使は有名無實にして行爲能力無之と云ふも敢て不可なし今假りに此の議論をして正當なりとせは第三の直接私權行使の爲め國家の刑罰權を蹂躪せらるゝことなしと云ふは殆んと前後矛盾の議論と云はさるを得す何となれは第一の場合には直接私權の行使を自らする能はすと云ひなから第三の場合には直接私權行使は爲し得るも之か爲め國家の刑罰權を蹂躪せらるゝことは無しと云ふか如く見ゆるを以てなり蓋し直接私權を行使せす辨護士等の代人に依て私權行使の場合に刑罰權を蹂躪せらるゝことなきは固より當然なり然れとも現今輕罪囚に對し刑期中直接私權の行使を自らすること能はすと解する法學者は一人もなし散士嘗て裁判所に奉職中輕罪囚に對する訴訟の如き有効に之を受理し裁判官は民事訴訟法四人に對する書類送達規定に基き監獄署の首長に爲し四人は裁判所に出廷し防禦其の他辯論等を爲せしことを目擊せしことあり決して記者の云ふか如き自由刑の結果として之を許さゝるが如き事なし若しありとせば法律は一方に於ては四人に私權の行使を許し他の一方に於ては自由刑の結果として自ら之を爲す能はすと雖きを人に强ゆるにあらすや何となれば法律は一方に於ては防禦其他辯論の道を與ふる爲め四人送達の規程を設け他の一方に於ては自由刑の結果として裁判所に出廷せしめさるを以てなり立法者たるも豈に斯の如き矛盾の規程を爲さんや法律は明に成文を以て四人に私權行使の能力を與へたるを以て或は代人に依り或は自ら直接私權を行使することを得るや明なり自由刑の結果として自ら私權を行使する能はすと云ふが如きは根據なき記者の妄斷臆測に外ならず第二記者は曰く絕對的に治產の能力を奪ふが如きは公法上に規定するを避けさる可からす公法たる刑法を以て私權の行使を制限するか如きは刑罰法の性質に反するの嫌なき能はす加之ならす私權行使に關する公益上の制限規定は寧ろ純然たる民法の規定に讓るを適當と認む云云と此の論鋒に依れば四人の私權行使に付き民法中相對的制限規定のある如く見ゆれとも民法中決して四人の私權行使に制限を爲したる規定なし而して記者は公法たる刑法を以て私權の行使を制限するが如きは刑罰法の性質に反するの嫌ありと是れ或は記者の說は前後矛盾にあらすや義きには自由刑の結果として自ら私權を行使すること能はすと云へり果して然らば刑法中明文を以て自由刑執行の効果として私權の行使に制限を附するは却て至當なるにあらすや第四記者は私權濫用より生する弊害ありとせば寧當局者の職權を以て之を防遏せば可なりと散士は記者が何故に此の言を發せられたるやを怪まさるを得す記者は第一に謂ふが如く刑期中直接私權の行使を自らする能はすと云ふにあらすや果して然らば私權濫用云云の語は生ぜさるなり記者の全文を通讀するに四人は直接自ら私權を行使する能はさるが如く或は直接私權を行使するを得るが如く殆んと曖昧模

監獄雑誌　第9巻　第9号　　矯正図書館

稜たり散士は刑事禁治産を刑法上の附加刑として現存することは贊同を表せざれ共自由刑執行の効果として私權行使に制限を附せられんことを冀望ず現行法の如く重罪輕罪を問はず盡く私權行使を許すに於て其到底完全に刑罰の執行を爲すこと能はざるに至らんことを恐る既に從前輕罪因の訴訟行爲に付きても監獄所在地外即ち他管轄の裁判所に出廷せしむる場合に一々之を護送するが如きは刑罰の執行を全ふする能はざるを以て成る可く代人に依る可き事に其の筋の内訓あり之を以て見るも決して杞憂にあらずと云ふを得ず散士は學會記者の意見に依り當局者たる典獄に於て裁判所より囚人に對する訴訟書類の送達あるも又は呼出しあるも刑期中は自ら私權を行使することを能はざるものと解し此等の私權行使を許さず裁判所に出廷せしめざるに於ては囚人の權利を害するのみならず典獄の失体と云はざるを得ず依て爰に之が反駁を爲す所以なり

附言、監獄内に以て自由刑執行の當然の効果として私權行使に不能なることあり例へば監獄内に於て商取引を爲さんとするが如き或は婚姻の式を擧げんとするが如きあり是等は行爲能力はあれども實際に於て實行することを能はざれども偶一二是等のものある爲め見てゐ私權に付き刑期中は直接私權行使することを能はずと云ふは不可なり而して刑事被告人私權に關し訴訟行爲等を爲さんとする場合は當該裁判官の許可を經て之を爲すものとす蓋し私權の行使を禁ずるにはあらざれども或は證據湮滅等の憂あるを以てなり參考の爲め爰に附記す

○板垣伯に望む

在横濱　江刀分水

黒雲漠々結んで久しく解けざる藩閥内閣も今や雷霆轟鳴に過ひ條忽瞬時の間に叢雲四分五裂遂に散ゝて于茲新天日否憲政黨内閣組織の麗かなるを觀るに至りたるは實に吾人が意想外の好快なり勉めよや憲政黨内閣諸公勵めよや憲政黨在野諸士政典は猶ほ衣服の如し國家人民の瀕く開明に趨くに從て政典も亦改竄せざるべからざることは人の生長するに從て其衣服を改製せざるべからざるが如しとは恰も藩閥内閣に代はる憲政内閣を謂ふ乎嗚呼時なり時勢なるかな憲政内閣が施政の方針と實行とは藩閥内閣より優るものなるや果た劣るべきものか余輩如此優劣を評論すること須らく措くべし憲政内閣諸公中有識にして名望を屬すべき人は夫れ誰乎吾人は意ふ内務大臣伯爵板垣退介君其人なることを伯は一世を蓋ふ名士なる身亦内務の重任を負へり聞説伯は吾が監獄事業の爲めに專心精意改良を希望し伯の胸中亦一大畫策を抱き居るものならんことを伯が内務大臣として往年其椅子を占し時未た半歳ならざるに專ら獄事改良を論究し之が方針に據りて二三の實行と謂ふ乎實に然り伯再任未た幾日ならざるに曾て局者をして奮起せしめし監獄事業の不幸にして伯の留任を失ひし時は之將に赤子の慈母を喪ひたるが如し何來今日迄伯の如き獄事に於ける熱心家あらざる爲め獄事は依舊振はず其間少か斯道を唱ふるものありと雖も實踐躬行の力なく徒らに不過を嘆息する而已天未た此人を亡さず之れに授與するに榮職を以てす豈鑑たる伯快く起てり旺なりと謂ふ可し

伯か往年内務大臣の職を去りし時の獄事の有樣と再任せられたる今日に於ける獄事の實蹟を見たらんには其間如何なる沿革を生したるか伯の胸中自ら禁ずる能はざるの歎聲を發するならん伯は夫れ二三の星霜空ゝ過ぎしと謂ふ乎實に然り伯再任未た幾日ならざるに曾て宿論たりし監獄費國庫支辨説の再擧と監獄局長を進めて勅任とする議の意見は如何に熱心を以て斯道の爲に盡すべきかを知る爾來吾監獄の事業は伯にあらされば改良發達の術を擧くること能ずず小卒の余輩等如何に噴々獄事の改良を唱道するも之れ蛙鳴喧爭に過ぎざるなり然りと雖も小卒の議論も憑りて天下の輿論となる決して侮るべからず今や獄事改良は焦眉の間に迫る須からく斷行すべし完全の監獄を作ると否とは一に伯の手腕に依る功績偉なる哉

○囚人特別處遇法と憲法第廿三條

吉田德太郎

囚人特別處遇法なるものは果して今日實行せられ居るや如何は余輩

の知る處にあらずと雖ども余輩は四人特別處遇法を以て大日本帝國憲法第廿三條に抵觸するものとし全然是れが廢止を希望する已に久しゝ而して本題に就ては曾て余輩が師と尊敬する處の某監獄學者の意見を求め其説明に依り違憲の行爲にあらざる事を信ずると雖ども監獄改良の機運は余輩をして再び本題の研究を促がすに至れり請ふ余輩が憲法抵觸の金城鐵壁と信ずる理由を擴論し師友の再教を請わんとするも强ち無用の業にあらざるべし

我大日本帝國憲法第廿三條に曰く

日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁審問處罰ヲ受ケルコトナシ

と憲法が吾人の身躰を保護するの厚き如斯吾人は憲法の保證に依て始めて安全に社會生存場裡に馳騁する事を得べし若し夫れ本條の保證勿つせば如何如何にして吾人の貴重なる身躰を安全に維持する事を得べきや而して彼れ四人と雖ども素と是れ等しく日本臣民たるの資格を失せざるの限りは憲法の保證に依り有くも法律規則の範圍外に出で其處遇を受くるものにあらざるなり然り然るに彼の四人特別處遇法は如何普通四人と大に其取扱を異にし四人の依て以て生命を繋ぐ處の食物の如き副食物則ち常菜を奪ひ僅に香の物一種を副ゆるに過ぎず亦剩さへ數物を撤去する等全然一種の懲戒法として見るに難からざる可し

夫れ如斯變造的行動は法律規則の規定を俟たず階級的處遇法なりと信ずる特種の待遇を爲す監獄は其權能を有するや如何

問ふて四人にして再三再四法律の罪人となり監獄に出入するの罪深しと雖ども食菜を奪われ數物を撤去せらるゝ法定の理由なし罪奴は普通一般の四人と同一の待遇を受くるの權利ありと謂はゞ夫れ將た何の辭を以て是れに對せんとするか、

論者或は謂わん特別處遇法を以て一種の懲戒法と見る抑も謬なり深論なり監獄は四人を懲らし改良するを以て目的とするも四人を優遇し罪惡を增長せしむるを以て目的とするものにあらず故に監獄の權能に於て所謂階級的處遇法を實行する何ぞ違憲の行動ならん戯況余輩も徒に四人の待遇を優にし四人をして監獄を見るに恰も安樂世界を以てするが如きは絶對的に排斥するの論者なりと雖ども單に監獄の權能を双とし法律規則を認めざる特種の處遇法を實行するは潛越の行動として默過し去る不能なり

以上聊か特別處遇法の憲法第廿三條に抵觸するの理由を陳したり幸に師友の再教を尋ふし違憲に非ざるの點を明にせば獨り余輩德太郎の本懐而已に止らず世の司獄士を益するの大なるものあるを信ず

○偶感

在廣陵　東海逸史

監獄官吏に果して其人物なき歟否な假令之あるも未た吾人の目膚に映ぜざるものなる歟吾人酷た揚言するに苦む今や監獄社會は一大改良を標へて止まず此改良をして實行の功を奏しめんと欲せば宜く根本的改革を斷行し監獄官吏に適當なる人材を登用し着々そ必方法を勵行しあらゆる手段を盡しめ止まされは彼岸の目豈に容易ふらんや本紙第九卷第六號の紙上に於て吉田德太郎君司獄官吏の人材と題し監獄官吏に適當なる資格要件を述へ普く當局者の注意を警省せしか予輩之に双手を擧げて氏説に贊成を表するもの也然りと云へとも今此如き人物を登用し若しくは養成せんとするに到りては聊か困難の場合之なきに非ざれとも當局者たるもの此人物を登用し若しくは養成して一大改善の事業に縱事せは其人物を得るに庶幾らん乎今や監獄社會の現狀を見るに殆んと老髪的人物を以てし酷しきは二十有八年間の久しき獄務事業に從事するものあるを聞く固より監獄官吏の終身官として其價値あるは予輩平素の持論なれとも老髪的人物は往々野蠻的時代風習に慣染して其精弊の除去する能はざるは自然の理數なり而して偶々此間に壯年的人物新鮮なる改良家の入るあられ氷炭相容れず動もすれは排斥を以て事を爲し遂に神聖なる獄務事業をして有無の理に彷徨せしむるに到る豈に慨嘆の到りならずや要之する監獄社會が幾多の情弊に制せられて根本的刷新の行はれさる予輩の遺憾とする所にして今や改正條約施行の機に際し根本的一大刷新の行はれんことを萬望して止まざる也然りと云へとも吾人固よ

監獄雜誌　第9巻　第9号　　矯正図書館

り辨を好むものにあらずして唯た以上の言を爲し偶感諸子に告くる而已讀者幸に寛恕焉

○所感二「看守懲罰ニ付當局者ニ望ム」

山梨志　久明山

今や社會制度文物の進歩したるもの蓋し優指するに遑らず就中我監獄事業の如きは改良の擊鐵なること甚敷既に社會問題となり將さに進て政治問題となる迄に至りて徹底止する所なく益々其改良に孜々として日も足らざるは眞に嘉みす可きことゐらずや而して此監獄百般の基礎となり神髓となり原動力となりて實に據要なる活機關たるものは何そ則ち看守其人を措いて他に非ざるなり而して看守の職務たるや完全に執行するの難事たるは近來看守養成論の議ゐるを見ても之れを知る可し則此難事たる職務とは如何なるものを言ふや今其大略を擧んに在監人の教會獄則の遵否。教誨臨聞に際し眞心より傾聽するか只表面の体裁を假粧するや。作業に勉勵するは工錢貯蓄の目的なるや又は技藝の習熟にあるや購求物の希望にあるや。貸與の被服臥具又は工業素品等の取扱の一長否。賞與せられ或は懲罰に處せられたるときの心情。監房内にて密謀を釀生する擧動あるか。衛生上に付て注意の厚薄。其他新入放免病者に對する手續等一々枚擧に遑あらずと雖も要するに以上の觀察を寒月皎々として纖窓に映するの夜又は暴氣骨を鑽すの日或は雪風颯々監門を叩くと晨と雖も公平無私個人的に視察し日夜戒護の任に當り彼等の摸範となりて其心情を看破し選善啓發誘導するもの夫れ看守の勤ならずや誠に至重ゐる哉至難なる哉看守の職務如斯故に看守を稱して治獄の基礎神髓原動力の稱ある亦宜ならずや然るに此據要なる看守にして往々怠慢の結果懲罰に處せらるものあるを散見せり嗚呼以上の如き重任を體認し在監人の摸範たる看守にして怠慢の結果懲罰を受くる如き人物は徹頭徹尾看守の責任の何たるを辨知せざるものと言ひて可なり故に是等の看守をして戒護の任に當らしめは行刑の目的を害する而已に止まらず戒護上の實蹟も好結果を奏すると能はざるは懲然として明鏡に向ふが如し苟も治獄の據要なる看守にして如斯ゐらは如何に獄舍を改良し如何に服裝の美を飾ると雖も到底行刑の目的を能すると能はざるは木に攀て魚を求むるが如きと同きのみ今は監獄事業は根本的眞正なる改良に向ふに際し前述の如き職務に不熱心なる人物は毫も假借なく改良し勤勉方正心事高尚にして獄務の爲め奮て盡瘁するの士を需要一日も速ならしめ以て人物の改良を斷行せられんことを吾人當局諸氏に望むや切なり

○改正條約實施后に於ける司獄官の決心如何

吉田德太郎

治外法權てうものは徒に彼れ外人の性癖を養成し彼れ外人の吾邦人に對する慢侮不遜の暴動は恰も彼れの第二の天性たり第二の習慣たり一朝改正條約實施の結果彼れ性癖を有する外人をして我法權の下に支配し貫重ゐる彼の身躰自由を拘束せんとする我司獄官の決心夫れ果して如何ぞや換言せは治外法權の存在は偶々以て彼れ外人の慢侮不遜の氣象を養成し恰も彼か第二の天性第二の習慣として見るを得るが如し而して常に謙遜辭讓を貴む吾邦人の組織せる監獄に彼れ性癖を有する外人を拘禁するは恰も群羊中に虎狼を投じ水中に爝火を投ずるの感あり此場合に當り吾司獄官は如何にして能く我國法の尊嚴を保ち併て監獄の紀律を持するの覺悟を有するかと云ふにあり」思ふに改正條約實施準備として吾司監獄官の研究を要すべき問題亦不尠と雖も今日に於て須からく養成し置かざるべからざるものは則ち忍耐と仁惠の思想なりとす抑も司獄官にして忍耐の心に富まんが能く彼れ外人の性癖たる驕慢を矯め嚴肅なる我監獄紀律に服從せしむる事を得べし亦仁惠の思想を有せんか彼れ外人をして成法權に屈服せしめ亦驕奢の癖を逞しうするの餘地ゐきに至らしむるや蓋に必せりと云ふべし茲を以上典獄より下看守押丁に至るまで忍耐と仁惠の思想を今日に養成し改正條約實施后に備ふべきは誰れか夫れ今日の急務にあらずとせん哉

典獄會議

○板垣内務大臣閣下並小倉監獄局長演說大意

典獄會議は豫期の如く十六日午前九時より内務省樓上會議室に於て開會各典獄一同出席傍聽席には横田檢事總長始め陸軍理事二名本願寺僧侶一名一同席定まるや軈て同二十分頃板垣内務大臣は鈴木次官小倉監獄局長及長谷川衛生局長並小河事務官齋藤井上兩秘書官を隨へて臨場し大要左の演說ありたり

今回典獄諸君を招集したのてありまするか其は大に監獄事務の改良を圖るか爲め或は諮詢又は訓示せんとするのてあります抑も監獄事務は行政中頗る大切なるものにして其張弛整否は内は民衆の安危に係はり外は國家の體面に關す特に改正條約實施に際しては尤も大なることである維新以來頻りに監獄の改良を務めしも如何せん尚は深く治獄遇囚の實況に立入る時は不備缺漏の多きを認む本大臣は監獄改良は素論てあつて社會の害惡を除くの上より云ふも道義の上より云ふも治國の要務と確信す其着手としては先つ監獄費國庫支辨の事監獄建築改良のこと、其完備を俟たす事務の改良を爲すこと等及ひ監獄則の改良に就ては諮詢案として諸君に配布し置きたれは諸君は忌憚なく之を討議せられたし諸君の意見を參考として以て改良せんとす就中遇囚の事は大切の事柄にして充分の注意を要す彼等は無告の民たることを記臆すへきこと、彼等は唯た典獄に告くるの一路あるのみ囚徒を威壓し屈從せしめ以て得たりとするは大なる誤な

監獄雜誌　第9巻 第9号　矯正図書館

り囚徒は廉恥心なきものなり、名譽心なきものなり貯蓄心なきものなり、故に是等の心を養成するの方法を執るへき事、遇囚は紀律を嚴正に保つと同時に仁慈愛憐の眞意を以て爲すべきこと、寛嚴其宜しきを得べきこと、本大臣は監獄を以て社會の下水と云ふ下水を分析する時は此汚物中にバクテリアを生し一見其病毒は顯然たらさるも若之を放棄して消毒せざる時は益々蔓延して終に社會を害すること最も大ならん監獄統計を精密に調査するに於ては教育の關係、社會の關係、親族の關係、職業の關係、年の豊凶其他種々の統計を擧け得らるへし、又因徒の意志の改悛は如何なる場合に於て爲すか免囚の後如何にして再犯を爲すか如何にして再犯を爲すか此統計を精密にせは單に獄政の參考となるのみならす社會の不完全を明にし政事家の參考となり犯罪を防遏することを得る免囚をして遷善せしむるの裨益と爲る監獄衛生は百事紀律整然の中に在るか故に衛生上大に便利なる譯である爾るに其實況は之に反し今日は目前の病者の治療たも不充分なるは誠に歎すへき次第である、教誨師法話說教等を爲す場合囚徒は眠をむさぼる如きことはなきや之を要するに大に教誨に注意すへきこと典獄撰任の大切なること司獄の官は久しく其職に在るを可とす爾るに典獄を新任せしは其人を得さる爲め止を得さるに出つ典獄は配下の官吏に人を得るに尤も勉むへきこと又監獄學校の設立も近きにあり典獄の品位は徒らに世俗の如く名利に迷はす至誠以て腦力を盡し監獄を見ること恰も自己の家を見るか如く親切周到なるを要す

外人に係る遇囚上の注意に就ては風土人情習慣を異にするを以て勢ひ其遇囚法も自ら殊別せさるへからさること尚ほ詳細は指示事項に示す所あれは茲に詳言せす以上の外は當局者に就て承知せられたし

右終て引續き小倉監獄局長は獄制に關して左の如き演說あり

監獄の改良に付ては近來世間に其聲高きも如何なる方針に因り如何なる主義に因て監獄を改良するかと云ふことは一二の監獄雜誌を除くの外新聞紙等に於ても未た其主義方針を論議したるもの甚た尠し其方法順序の如きは大臣の訓示及指示事項諮問事項にて目下急施を要するものは殆と盡きたり予は只た自今改良の主義方針に於て劃一主義を捨て個人主義を取るへきを信す外國の例に依ると頗る民間の呼聲か高くあり或は學者を各國に派して取調へ或は新聞雜誌に改良の主義方針を論するもの少からす

凡そ此社會に棲息するものは自然の階級あり貧富貴賤老幼男女千差萬別にして監獄は恰も一つの小天地を造れり去れは監獄にて司る所の事務は勢ひ複雜なるを免れす故に監獄の長となり好結果を奏せんと欲するには一定の主義方針なかる可らす是れ余か個人主義を採るの必要ありと云ふ所以なり就中刑事被告人の如きは一朝嫌疑に係り拘留せらるゝは止を得すと雖も未た以て罪人視すへきものにあらす故に司獄官たるものは言語待遇の如き最も愼密の注意を加ふる所なかるへからす

抑個人主義を行はんと欲せは監獄を分房制と爲すに非ずんは十分には行はれ難きを以て漸次此方針に向て施

監獄雜誌　第9巻　第9号
矯正図書館

設する所なかるべからす然とも大阪に於けるが如く在監八四千人もある大監獄に在ては分房制を行はんと欲するも到底行はれ難きを以て將來監獄の廢置分合を要するものある可し

囚人の作業賞罰教誨及ひ押送を爲すに付ても亦個人主義に因らさるべからず監獄の改良を行ふに方ては適當なる官吏を要す故に警監學校を設けて之を養生し改良の主義方計を實行せしむる考なり又監獄は恰も病院の如くなるを以て諸君は病院長か患者を全癒せしめて其本職を盡す如く充分好結果を奏せられんことを希望す云々

小倉氏演說了つて正午一先休憩午後一時再會議諮問事項に移り第一項看守養成の方法に關し審案熟議を凝らし午後四時閉會せられたり

○典獄會諮問事項

（一）看守教習規則標準を左の如く改めんと欲す如何

○看守教習概則

第一條　新に採用したる看守は二箇月以上必要なる學科及實務を教習すべし但看守以上の監獄官たりし經歷を有する者及學術の素養ある者に對しては教習の期間を短縮し又は教習の一部若くは全部を省略することを得

第二條　看守教習は看守教習所に於て之を行ふへし但實務教習は先任看守の部伍に加へて之を行ふことを得

第三條　看守教習所には所長一人を置く看守長を以て之に充つ教官は二人以上とし監獄書記看守長の内を以て之に充つ

第四條　典獄は時々看守教習に臨み教習の方法を監督し且教習中の看守に對して訓授すへし

第五條　看守教習科目は概ね左の如し

一　監獄則及監獄則施行細則

一　看守及監獄傭人分掌例

一　監獄に關する刑法及刑事訴訟法の諸條項

一　官吏服務紀律の大要

一　監獄に關する諸法規の大要

一　戒護檢束の心得

一　在監人處遇の心得

一　在監人行狀勘査の心得

一　作業に關する心得

一　醫獄衛生に關する事項並に患者取扱方心得

一　記號及諸報告の心得

一　姿勢禮式服裝其他紀律に關する心得

一　實習體操、戒具使用法、消防演習、擊劍、柔術

第六條　教習の成績は便宜期間を別て時々之を試驗し仍は教習終了の際に於て卒業試驗を行ふへし

第七條　教習を受けたる看守は卒業試驗に合格したる後にあらされは本務に服せしむることを得す

第八條　本則施行の爲め必要なる條項本則の外教習を要する科目は廳府縣長官之を定め内務大臣に報告すへし

（二）監獄教誨は遇囚上最緊要務の一たるに拘はらす之か施行の實況に就て見るに比較上最も不充分の感あるを免かれ能はさるものゝ如し之か改良を計り實效を改むるに就ての意見如何

（三）看守勤務をして適切周到ならしむるを圖ると共に其勞務を慰する爲めに相當の休養を與るには如何なる方法を採るへきや現に施行する所の勤務法如何

（四）別房留置人及携帶乳兒に關し之を減少せしむることに付て如何なる注意を施しあるや其目的を達する上に付て他の部局との關係に付如何なる支障ありや之に對する意見如何

（五）在監人別異法に付可成分房適用の範圍を擴むるの必要なるは勿論なりと雖も之を雜居せしむる場合に於て現行監獄則の規定の如く單に罪質犯數年齡等に依りて別異するは不充分なるを免かれさるものゝ如し之に對する改正の見込如何

（六）分房に禁拘すへき在監人を撰擇するの標準を凡そ左の如く定めんと欲す如何

分房拘禁者は左の順位に依る

一　未丁年囚、幼年囚及短期囚にして初犯の者

二　前項以外の未丁年囚、幼年囚及短期囚

三　二十五歳以下の囚人及刑事被告人にして初犯若くは偶發性の者

監獄雜誌　第9巻　第9号　矯正図書館

四　年齡罪質又は犯數等の如何に拘はらす感化上必要と認むる者

五　取締上分房拘禁の必要を認むる者

分房拘禁の期限は個人的關係に依り一樣ならすと雖も凡二ヶ年を以て限度とす

無期刑及十年以上(未丁年囚を除く)の長期囚は特に其必要を認むるものゝ外通常分房に付せさるものとす

懲罰的の性質を以て囚人を分房拘禁に付するを得さるものとす

精神上身體上の狀況に於て分房拘禁の有害なるを認めたる場合に於ては速に之を雜居拘禁に移すへし

(七)在監人にして精神病に罹り又は其傾きある者に對する所遇如何

(八)幼年囚ノ監房には罪質行狀身分等の關係に由り溫良篤實と認めたる相當の囚人を撰拔して同居せしむるの利害如何

(九)監獄官會議施行の實況如何

(十)囚人被服臥具の赭色に付き利害得失に關する意見若し之を改正するの要ありとせは其見込如何

(十一)在監人行狀勘査及賞譽規程を改正せられたる以來其施行上に付實際の適否如何

(十二)在監人行狀視察の方法如何

(十三)刑事被告人に食物の自辨を許可するに就き現行の方法にては種々の弊害あるを免かれさるものゝ如し之を改良するに就ての意見如何

(十四)差入辨當屋と稱する者及代書人に付如何なる弊害を認むるや之を矯正するの方法如何

(十五)滿期囚放免の際其親戚知己等の監獄門前に蝟集して之を歡迎するの弊風を矯正するの方法如何

(十六)囚人作業に關し左の各項施行の實況如何

一　工錢料定方

一　受負作業の方法

一　同受負期限

一　就役囚員の限度

(十七)刑　被告人に對し作業を勸らしむる上に於て如何なる注意ありや作業の種類及方法如何

(十八)在監人に書籍の看讀を許否するの標準如何

(十九)在監人看讀用の書籍は成るへく官署に於て之を備へ置き在監人をして普く其自修の道を得せしむるの必要を認む之を實施するに就ての考案如何

(二十)稗史小說紀行等にして感化上有益と認むるものは之か看讀を在監人に許可するの可否如何

(二十一)現行の身分帳簿及關係諸帳簿にして記事其他取扱上重複に涉り省略し得るものありや否や改正の見込如何

(二十二)在監人にして疾病の爲め醫師の診察を請ふ者毎日平均凡そ幾何ありや總員に對する割合及受診者中投藥する者と不投藥者との割合如何

(二十三)芥癬、肺結核又は其疑ある病者(病監にあると否とに拘らす)に對し其傳染を防遏するか爲めに如何なる措置を施しつゝありや

(二十四)幼年囚及懲治人教育の實況教誨師(又は教師受持看守撰擇上の注意及其勤務の方法如何

(二十五)監獄則の規定に於て十六歲未滿の囚人及懲治人に限り習學の道を開きありと雖も二十歲未滿の囚人及三十歲以下の囚人にして教育の必要ありと認むる者に限り習學せしむるの可否如何

(二十六)小監獄に於ける在監人の食糧を人民に受負はしめあるや否竝其利害如何

(二十七)在監人をして監內遵守事項を熟知せしむる爲め如何なる注意を施しあるや

(二十八)監獄衛生上の必要に依り左記の事項を勵行せしめんと欲す之に對する意見如何

一　傳染病侵入を防く爲め監房の一房若くは數房を畫し停留監とする事

一　入監する者は之を檢診し傳染病ある地より來りたる者は入沿せしめたる上總て七日若くは五日間之を停留する事

一　其地方に傳染病流行の際は時々在監人全部を檢診し疑似の患者は速かに一定の監房に隔離する事

一　傳染病ある地には外役せしめさる事

一　新たに入監する囚徒にして天然痘濟又は一兩年に種痘したる者を除く外悉く種痘を行ふ事

一　熱氣消毒機關を設備する事

一　徵囚檢索を爲すへき設備を爲す事

一　飲料用の井水は毎年一回其良否を檢査する事

○左の各項は書面を以て答申すへし

(一)出獄人保護及不良少年感化事業に關し如何なる設備ありや若く

監獄雜誌　第9巻 第9号　　矯正図書館

は如何なる程度まで其計畫を進行しつゝありや若し既に保護場感化院等の設備ありとすれは官署は之に對し如何なる關係を有するや其組織現況の概要

(二)監獄本支署現在の建物に於て在監人の別異法を施行する實況を左の例に依り調査すへし

拘禁定員	八月末日現在員	一房坪數	房數	構造の概要
獨居房(懲罰室を除く)				
三人房				
三人以上五人以下房				
五人以上十人以下房				
十人以上二十人以下房				
二十人以上三十人以下房				
三十人以上五十人以下房				
五十人以上房				

但男、女監に別ち四人監、拘置監、幻年監、懲治場、別房監、病監等に區別すへし

(三)監房工場等に於て監獄則規定の別異法を實行する能はさるとせは如何なる程度まて之を實行し得るや

(四)在監人中精神病に罹り又は其傾きある者幾何あるや(四人、刑事被告人、別房留置人に區別し尚ほ男女の分ち最近三ヶ年間の調査を要す)

(五)姙婦の嬰女入監する時は如何なる處遇を施すや又監獄に於て出産せしものゝ數(最近三ヶ年間の調査)竝産兒發育の狀況如何

(六)最近凡そ一ヶ年間に於て輕罪以下の罪に該當する刑事被告人にして現に重症に罹りたる者又は分娩期に近きたる姙婦等を敢監したることありや其員數被告事件及裁判の結果如何

(七)現在施行する所の作業種類を官司與及受負業に區別し各業就役人員竝其工錢平均(本年八月二十日の現在)

(八)幼年囚及懲治人の作業種類竝に最近一ヶ年間の工錢一人平均

(九)刑事被告人就役人員及被告人の總數に對する割合及工錢(三十一年一月より八月迄の分)

(十)刑事被告人の食物を自辯する者の數及總員に對する割合如何(最近凡そ一ヶ年間)

(十一)病監に在る者には一定の食糧を與ふるや又は之れか區別を爲しあるや若しありとせは其區分法如何

(十二)監獄事務分課及各課吏員の數竝其俸給等

(十三)看守の定員及現員　現員俸給別　勤續年數(一年以下何人以上其人員を掲くへし)竝本年一月乃至八月缺勤休暇人員及日數

(十四)滿期出獄者に領置工錢下付に就き直接本人に交付すると在籍又は歸住地町村役場に送付し下付せしむる等の手續如何

(十五)在監人所持金領置高(七月末日現在)

四人と刑事被告人を區別す可し

(十六)給與工錢貯蓄高(七月末日現在)を左の區別に依り調査すること

刑期一年未滿何人　此貯蓄高何圓

同一年以上三年未滿何人　一人平均何程

同三年以上五年未滿　此蓄高何圓

同上　一人平均何程(刑期百日未滿は之を除く)

(十七)慈惠賞より如何なるものを支出するか其種類及三十年度支出の金額如何

(十八)監獄附屬耕地の面積及收獲物の種類分量見積價格竝に價格を定むるの標準如何(明治三十年分)

(十九)殘飯糞尿等の處分及其三十年度實收の金額

(二十)在監人被服臥具等總て貸與品據算組立法(在監人に對する割合等)保存期限及總の量目等如何

(二十一)本年一月乃至七月在監人病者の數(在病監者と當病者とを區別すへし)を病類別となし一日平均數竝に總員に對する割合

(二十二)四人及懲治人受賞者の數竝に總囚に對する割合(最近三ヶ年間の調査)

(二十三)在監人懲罰の件數及人員其犯則の種類別名並總囚に對する割合(本支署を區別すへし)(最近三ヶ年間)

(二十四)本年八月二十日の調査に係る各種類の定例日報を呈出すへし

(二十五)明治三十年八月三十一日監計發第二號照會の樣式に依り二十八年度より三十年度に至る三ヶ年度精算額及三十一年度豫算額(追加豫算共)竝に三十二年度概算額左の各項目節に區分し調査すへし

一　府縣監獄費
一　府縣監獄建築修繕費
一　雜收入
一　囚徒工錢　内譯書

(二十六)拘置監と裁判所の距離竝に刑事被告人を裁判所へ押送するの方法如何

(乙號)

○諮問事項

一　看守給與品及貸與品規則を改正案の通り改めんと欲す如何

看守給與品及貸與品規則

現行規則

第一條　看守に給與すへき品目左の如し

一冬服
一夏服
一甲種外套(雨覆付)
一乙種外套(肩掛)
　但地方の狀況に依り給與せさることを得
一帽
一日覆
一長靴
一短靴
一下襟(白)
一手套(白)
一靴下
一糧袴袴下

第二條　看守に貸與すへき品目左の如し

一刀
一常緒
一刀緒
一帽章
一外套總革
一手帖
一捕繩
一呼子笛
一提燈

第三條　給與品は現品を以て給す其の保存期限は左の通り之を定む但止むを得さる事情あるとき

改正案

第一條　看守に給與すへき品目左の如し

一冬服
一夏服
一甲種外套(雨覆付)
一乙種外套(肩掛)
　但地方の狀況に依り給與せさることを得
一帽
一日覆
一長靴
一短靴
一下襟(白)
一手套(白)
一靴下
一糧袴袴下

第二條　看守に貸與すへき品目左の如し

一刀
一常緒
一刀帶
一帽章
一肩章
一外套總革
一手帖
一捕繩
一呼子笛

第三條　給與品は現品を以て給す其の供用期限は左の通り之を定む但止むを得さる事情あるとき

監獄雑誌　第9巻 第9号　　矯正図書館

は主務大臣の認可を經て本條の保存期限を變更することを得

一冬服　一組　二年
一夏服　二組　一年
一甲種外套(雨覆付)一箇二年
一乙種外套一箇(肩掛)　二年
一帽　一箇　一年
一日覆　一箇　一年
一長靴　一組　一年
一短靴　二經　一年
一下襟　一箇　四箇月
一手套　一組　四箇月
一靴下　一組　一箇月
一襦袢袴下　六箇月

第四條　下襟、手套、靴下に限り代料渡と爲すことを得

夏服及短靴は同時に二組を給與するも妨けなし

第五條　免職、休職、轉職若くは死亡等の者あるときは其貸與品は速に之を還納せしむへし保存期限内に在る給與品も亦同し

第六條　貸與品又は保存期限内の給與品を破毀、消費若くは紛失したる者あるときは職務上止むを得さる事情ありと認むるものに限り代品を給與又は貸與し取扱の疎漏懈怠等に出たるものなるときは其の代料を徵收して代品を給與又は貸與すへし

第七條　給與品及貸與品の修補は

は内務大臣の認可を經て本條の供用期限を變更することを得

一冬服　二組　三年
但初度一組を給し滿一年を經て尙ほ一組を給す
一夏服　二組　四箇月
一甲種外套(雨覆付)一箇二年
一乙種外套一箇(肩掛)　二年
一帽　一箇　一年
一日覆　一箇　四箇月
一長靴　一組　一年
一短靴　二組　一年
一下襟　二箇　二箇月
一手套　二組　六箇月
一靴下　二組　八箇月
一冬襦袢袴下　二組　四箇月
一夏襦袢袴下　二組　四箇月

第四條　長靴、短靴、下襟、手套、靴下、襦袢袴下に限り代料を以て給與することを得

第五條　免職、休職、轉職若くは死亡の際は其の貸與品は速に之を還納せしむへし供用期限内に在る給與品亦同し

但給與品中代料を以て給與したるものは供用期限内の給與品を毀損紛失したる者あるときは代品を給與又は貸與す但其毀損紛失、過失怠慢に出てたるものあるときは其代料辨償の責に任せしむへし

第六條　給與品の修補は總て自辨とす

附　則

第八條　本令は明治三十一年四月一日より施行す

附　則

第八條　本令は明治三十二年四月一日より施行す但本令施行の際既に給與したる現品には之を適用せす

○監獄費國庫支辨案閣議通過

有志諸君と供に多年熱望したる我監獄費國庫支辨案は當局者の苦心經營就中板垣内務大臣閣下が先天的熱心を以監獄改良を計圖せらるゝ結果として左しも困難なる同問題も今回無事に閣議を通過し其實施期限は來年度内即明治三十三年一月よりの成案なりと云尙詳細は次號の本誌に依り報道すべし

二　囚人及刑事被告人にして監獄外の醫師の來診を請ひたるときは情狀に由り取締上支障なしと認めたる限りは便宜之を許すも差支なきが如し但し其の費用は自辨たらしむるものとす之に對する意見如何

三　監視の利害及之れに對する改正の見込如何

四　内務報告例中監獄に關する事項を別冊の通改めんと欲す如何(別冊は別に配付す)

(未完)

英語初歩

WHAT INDUSTRY WILL DO.
(精勵の結果如何)

The life of Charles
(チヤールスオーコン子ルの)

O'Conner, the eminent law-
一生は)2　(有名なる法律

yer, shows what dilizence
家)1　(示す)4　(勉勵と

and perseverance will
忍耐が何を出來

accomparrish. When about
すならんかと)3　(齡八歳

eight years old he was
の頃なりけん)1　(彼は

an office boy and a
役所の給仕又ハ

newspape carrier. When
新聞紙配達夫にてありし)2　(齡

seventeen years of age
十七歳のとき)1

he entered a lawyer's office
(彼は小使となりて法律

as an errand boy. He
事務所に入りぬ)2　(彼は

barrowed law books, took
法律書を借りて)1　(それを

them home, and read them
家に持歸り)2　(夜の更る

by the light of a tallow
までも蠟燭の光にて

candle far into the night.
それを讀みたり)3

Several lawyers, noticing
(數人の法律家は)1　(此少年の

the boy's industry, aided
勉强を見て)2　(彼の

him in his studies. When
勉强を助けたり)3　(齡

he was twenty four years
二十四オの

old he was admitted
時)1　(彼は法庭に出づるを

to the bar, and even then
免るるまたり)2　(而シテ)3　(當時已に)4

it was said that Yanng
(評ありき)6　(若年

O'Conner's opinion was
オーコン子ルの說は

worth more than that of
他衆人の說よりも勝りて

many other lawyers. He
價値ありとの)5　(彼は)1

worked hard at the
(最小事件に對しても力を盡して

smallest case, never
勉めたり)3　(少しの

slighting any trust, and
信用をも損さゝと)2　(而して

in time secured the reputa-
遂に)4　(好評を得

tion of a man who wauld
たり)7　(其全力を盡す人

do his best for those
なりとの)6　(彼を雇聘

employing him.
する者に對して)5

監獄雑誌　第9巻 第9号

矯正図書館

コンバーセーション
CONVERSATION.

會　話

グッド　モーニング　サー
Good morning, Sir.
(オ早ウゴザイマス)

ハウ　ヅー　ユー　ヅー
How do you do?
(御機嫌宜フ御坐イマスカ)

ヴェリー　ウエル
Very well.
—甚ダ　二宜シク御坐イマス

エンド　ハウ　アール　ユー
And how are you
—ソシテ　四イカヾ　五ゴザイマスカ　二アナタハ

ユーア　セルフ　サー
your-self, Sir?
三(御自分)

ブレッチー　ウエル　アズ　ユージュアル
Pretty well; as usual.
三甚ダ　四健康デス　二通リ　—常ノ

ヅッド　ユー　スリープ　ウエル
Did you sleep well?
四デスカ　—君ハ　三オヤスミ　二ヨク

ノー　ナット　ヴェリー　ウエル
No, not very well.
—否ヘ　四子ムリマセンデ　二甚ダ　三能ク

(カヽル時ニハ *Sleep* ト云フ字ハ畧サレタルモノト知ル可シ)

アット　ホワット　タイム　ヅッド　ユー
At what time did you
三(何時ニ)　五タカ　—アナタハ

ゲット　アップ　ヅス　モーニング
get up, this-morning?
四(起キナサツ)　二(ケサ)

アット　ハーフ　パスト　フアイブ
At half-past five.
(五時半ニ)

ヅー　ユー　チールウエーズ　ゲット　アップ
Do you always get up
六マスカ　—君ハ　二イツモ　五(起キ)

ソー　アーレー
so early?
三ソー　四早ヤク

アイ　ヂェネラリー　ライス　アプ　アット
I generally rise up at
—私ハ　二常ニ　五(オキマス)　四ニ

ハーフ　パスト　シックス
half-past six.
三(六時半過ギ)

ホエア　イズ　ユーア　ブロザー
Where is your brother?
三ドコニ　四オラレマスカ　—君ノ　二兄弟ハ

ヒー　ハズ　ナット　カム　エット
He has not come yet.
—彼ハ　四(ヌ)　三來マセ　二マダ

イズ　ヒー　ベッター　ヅス
Is he better this-
四アリマスカ　—彼ハ　三チットヨロシク　二(今

モーニング
morning?
朝)

アイ　リアリー　ヅー　ナット　ノー
I really do not know.
—私ハ　二實ニ　四(マセヌ)　三知リ

ゼーア　ヒー　カムス
There he comes.
—ソコヘ　二(來マシタ)

ハウ　イズ　ユーア　ヘルス
How is your health?
二如何　三デスカ　—(御氣分ハ)

アイ　フヒール　マッチ　ベッター
I feel much better.
—私ハ　四思ヒマス　二大層　三宜シク

アイ　アム　ニーアリー　リカヴァード
I am nearly recovered.
—私ハ　四致シマシタ　二大方　三全快

アイ　アム　グラッド　オブ　イット
I am glad of it.
—私ハ　三(喜ビマス)　二(ソレヲ)

(ソレハ結構デアリマストノ意ナリ)

ホワット　エー　ビウチイフル　モーニング
What a beautiful morning!
—ナント　二美ハシキ　三朝デスナー

レット　アス　テーク　エー　ウチーク
Let us take a walk.
……二致シマショウ　—散歩ヲ

(カヽル場合ニハ "Let us" ハ別ニ譯スルニ及バズ)

ヴェリー　ウヰリングリー
Very willingly.
(御全意デス)

コンテニユード
(Continued)
以下續ク